

自主防災組織ハンドブック

(第6版)

令和7年（2025年）3月
八王子市 生活安全部 防災課



は じ め に

平成27年3月、八王子市では、既存の自主防災組織が抱える組織運営や継続的な活動についての様々な課題への解決策や、新たに自主防災組織を立ち上げる際の参考となるよう、「自主防災組織ハンドブック」を発行しました。

その後も、全国各地で地震や台風などの多くの自然災害が発生し、令和元年東日本台風では、本市でも河川の氾濫や土砂災害により大きな被害を受けました。

地震などの大規模災害時には、公的機関のみでは災害対応態勢に限界があることは、過去の災害からも明らかです。災害から大切な命や財産を守り、被害を最小限に抑えるためには、「自助」「共助」「公助」それぞれが充実すること、互いに連携し合うことが必要不可欠です。

市では「自分たちのまちは、自分たちで守る。」を合言葉に、自主防災組織の結成を呼びかけ、昭和57年に市内初となる自主防災組織が結成されました。その後、阪神・淡路大震災、東日本大震災等の震災や令和元年東日本台風を経て、自主防災の機運は高まり、現在までに458団体の自主防災組織が結成され、共助を担っています。

この「自主防災組織ハンドブック（第6版）」は、新型コロナウイルス感染症について感染症法上の位置付けが令和5年（2023年）5月8日から2類相当から5類感染症に移行したことにより、避難所についての運営を季節性インフルエンザと同等の感染防止対策に変更しました。

「自主防災組織ハンドブック（第6版）」が市内自主防災組織の更なるレベルアップの一助として活用していただければ幸いです。

令和7年（2025年）3月

八王子市生活安全部防災課

— 目 次 —

は じ め に

第1章 自主防災組織とは

- 1 組織する目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 八王子市の自主防災組織の現状・・・・・・・・・・・・・1

第2章 自主防災組織の運営

- 1 組織構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 組織運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
 - (1) 規約の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
 - (2) 活動目標と活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3 他組織との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第3章 日常の活動

- 1 平常時の主な活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - (1) 地域の災害危険の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - (2) 防災資器材の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
 - (3) 防災資器材の適正管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
 - (4) 地域の防災意識醸成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
 - (5) 家庭内の防災対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
 - (6) 日常の感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 2 防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
 - (1) 防災訓練の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
 - (2) 防災訓練のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
 - ア 計画的な訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
 - イ 防災機関との調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
 - ウ 興味を持って参加できる訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
 - (3) 地域特性に応じた訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
 - (4) 個別訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
 - ア 情報収集・伝達訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
 - イ 消火訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
 - ウ 救出・救護訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
 - エ 避難訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
 - オ 給食・給水訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
 - カ 避難所運営訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
 - キ 災害図上訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
 - (5) 総合訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
 - (6) 体験イベント型訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
 - (7) 防災館体験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

(8) 出前講座	23
(9) 土砂災害に関する出前講座（東京都主催事業）	24
(10) 起震車「グラットくん」	26
3 他団体と連携した訓練活動	27
(1) 近隣の自主防災組織、事業所・学校等と連携した訓練	27
ア 避難所開設・運営訓練における連携強化の例	27
イ 地域合同訓練における連携強化の例	27
ウ 事業所合同訓練における連携強化の例	27
(2) 八王子市消防団「機能別分団」による防災訓練実施に伴う支援について	28
4 災害時の避難支援等について	29
第4章 災害時の活動	
1 地震災害時の活動	30
2 風水害時の活動	31
3 風水害発生に備えた避難場所の運営	33
4 雪害時の活動	38
第5章 情報収集と伝達	
1 情報収集	39
2 情報伝達	42
第6章 地区防災計画	
1 地区防災計画とは	43
2 「地区防災計画作成の手引き」の活用	43
3 地区防災計画作成時のポイント	44
(1) 計画の基本的考え方	45
(2) 計画の構成	45
(3) 地域防災計画に規定する方法	45
第7章 市と自主防災組織	46
第8章 八王子市自主防災団体連絡協議会	47
八王子市自主防災団体連絡協議会の主な活動状況	48
(1) 特別救命講習会	48
(2) 防災館研修（本所防災館）	48
(3) 視察研修（自衛隊 朝霞駐屯地）	48
(4) 八王子市自主防災団体連絡協議会季刊誌「自防連だより」	48

資 料

- 1 市内自主防災組織一覧
- 2-1 規約
- 2-2 組織図
- 2-3 役員名簿
- 3-1 八王子市の災害記録
- 3-2 震度分布図
- 3-3 地域危険度ランク図
- 3-4 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧
- 3-5 大規模風水害時に開設予定の避難場所
- 3-6 災害時給水ステーション（給水拠点）一覧
- 3-7 災害時における緊急医療救護所開設場所
- 3-8 防災倉庫備蓄一覧表
- 4 防火防災訓練・防災教育等実施計画書

コラム目次

1	八王子市総合防災ガイドブック（第3版）	5
2	やさしい日本語	6
3	家族との連絡手段の確認	11
4	防災指導員育成研修会	16
5	八王子市の指定緊急避難場所等について	17
6	能登半島地震の課題を踏まえた市の対応	22
7	大地震発生時の医療体制について	23
8	東京防災 東京マイ・タイムライン	24
9	土砂災害対策訓練	25
10	「機能別分団」による支援の依頼方法	28
11	避難の呼びかけの種類と取るべき行動	32
12	令和元年東日本台風	42
13	防災訓練実施時の手続方法	46

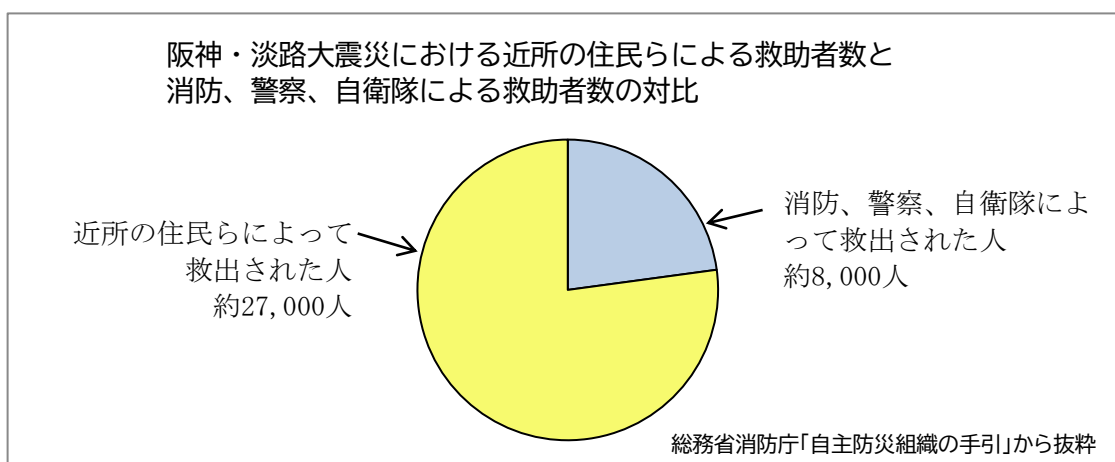
第1章 自主防災組織とは

1 組織する目的

私たちは、災害の発生を防止することはできませんが、日頃から災害に備えることで被害を減らすことができるはずです。

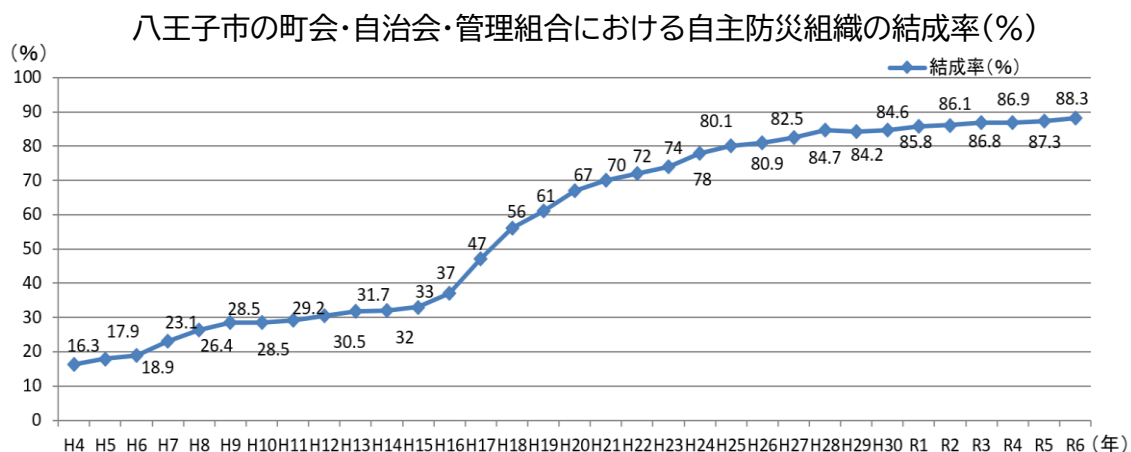
大規模災害が発生したときに、個人がバラバラに活動しても、地域全体としての効果は十分に発揮できません。地域を守るには、「自分たちのまちは、自分たちで守る。」を合言葉に強い連帯感を持って、お互いに協力し合いながら組織的に防災活動を行うことが必要です。

災害発生時はもちろんのこと、日頃から防災活動に取り組むための組織、これが「自主防災組織」です。



2 八王子市の自主防災組織の現状

八王子市では、市内の町会、自治会、管理組合等に自主防災組織の結成を呼びかけ、昭和57年に第1号の自主防災組織が結成されたのを皮切りに、その後、資器材助成の導入など積極的な結成促進の効果もあり、令和7年3月時点で458団体（結成率88.26%＝511町会等／579町会等）が結成されています。（資料1参照）



第2章 自主防災組織の運営

1 組織構成

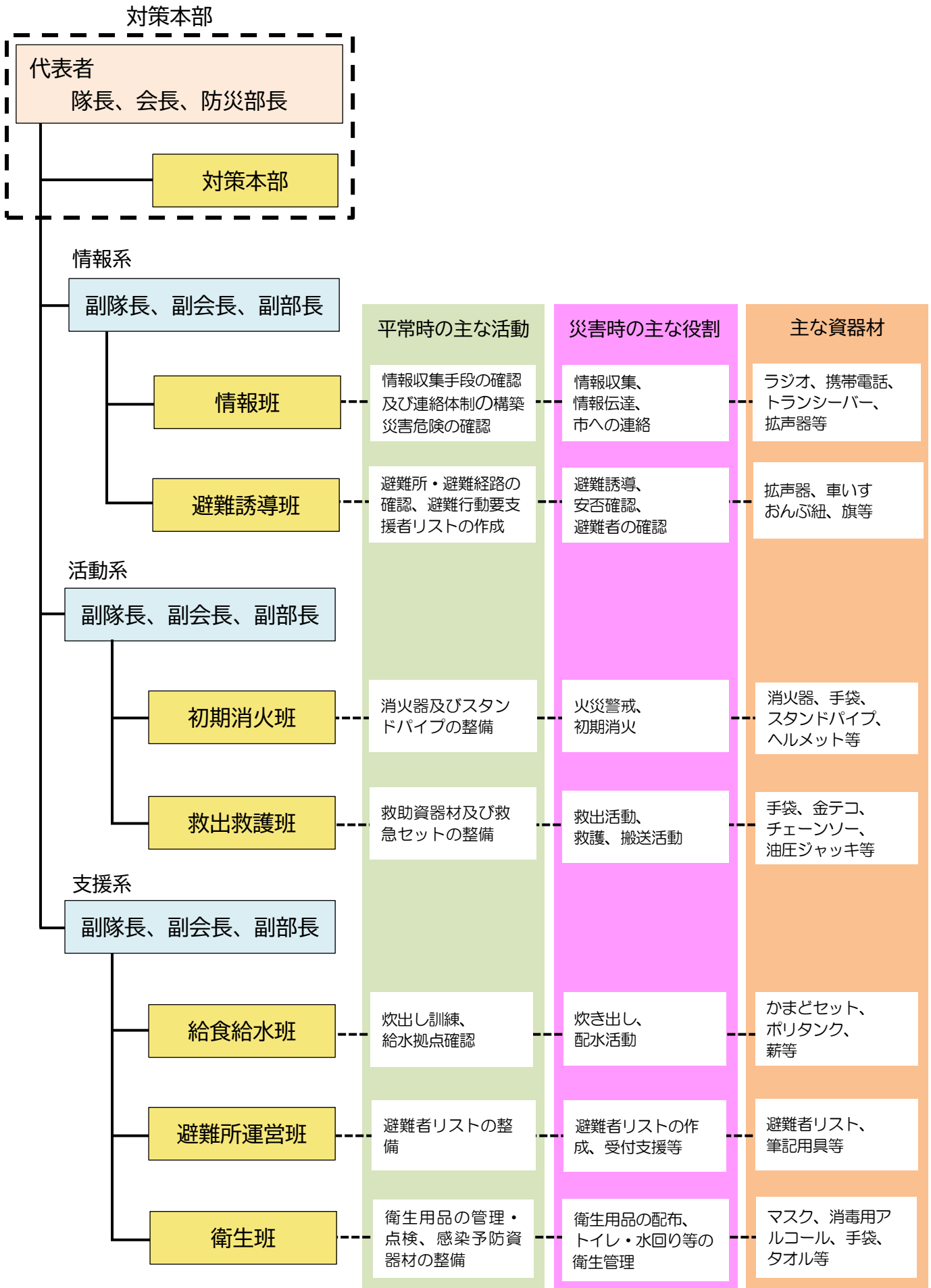
市では、より多くの方々に防災に取り組んでいただくために、町会・自治会・管理組合を単位とした防災活動を推進しています。

タイプ別で見る組織構成の比較

	重複型	下部組織型	別組織型
タイプ	既存の町会・自治会・管理組合がそのまま自主防災組織を兼ねる。構成員も同じになる。	既存の町会・自治会・管理組合の中に独自の役員を持つ自主防災組織を作る。	既存の町会・自治会・管理組合とは別に独自の役員を持つ自主防災組織を作る。
長所	組織づくりが容易。活動が継続しやすい。	会長以外の役員の負担が軽い。	組織の構成員の多くが防災意識の高い人になる。
	住民にとって組織の仕組みがわかりやすい。	経験が蓄積され専門性が高まる。 活動の独自性が発揮しやすい。	
短所	町会の役員交代によって活動方針や熱意が変わる。		人集めから行わなければならないため、規模が小さくなりやすい。
おすすめ度	★★★★	★★★	★★★
	市では、より多くの方々に防災に取り組んでいただくために、町会・自治会・管理組合を単位とした防災活動を推進しています。これは、災害が場所・時間を選ばず起きるものであり、その場、その時にいる人が対応しなければならないものであることから、地域活動の核である町会・自治会・管理組合の防災活動に期待をしているからです。 また、地域の特性に応じて、近隣町会や自治会と協力し、ひとつの自主防災組織を結成することも、地域の防災力を高めるために有効です。		

自主防災組織を結成し、活動を進めていくためには、組織を取りまとめる代表者（会長等）をおき、そのもとに副会長、そして班長等の分担を決めます。その際には、男性の意見だけでなく、女性の意見を反映できる組織づくりを行いましょう。編成にあたっては、活動上の役割別に班を編成し、その班ごとに班長を定めます。その際には、地域の実情を考慮するとともに必要最低限の班編成で始め、徐々に編成を充実させていくとよいでしょう。

組織構成の例



2 組織運営

(1) 規約の作成

自主防災組織の運営をスムーズに行っていくには、組織の位置づけや体系、役割分担等を明確にした規約の作成が必要です。

規約については、組織の目的、事業内容等を明らかにするとともに役員の人数や任期、会議の開催、防災計画の策定等について定め、結成時に市（防災課）への提出をお願いします。（資料 2－1、2－2、2－3 参照）

(2) 活動目標と活動計画

地域住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の活動は、継続して取り組むことによって、はじめて効果が出るものです。したがって、中長期的な活動目標を設定し、目標の達成に向けた年間の活動計画を立てることが大切です。

活動目標は、組織の活動状況を考慮し、実現可能な具体的目標を設定します。また、活動計画は、活動目標を実現するため、前年度の活動状況や年間を通じてどのような防災活動を行う必要があるかを検討し、実際に行う活動内容を取りまとめ、年間の活動計画を策定します。

組織の活動状況に応じた活動目標と計画の設定例

活動段階	活動目標	▶	活動計画
活動初期	地域特性の把握	▶	・まち歩きをして防災マップを作成する ・講演会、出前講座を開催する（P23 参照）
	活動力の向上	▶	・全隊員にヘルメット、ジャンパーを配布する
活動中期	防災リーダーの育成	▶	・市主催の防災指導員育成研修会に参加する（P16 参照）
	防災計画の作成	▶	・地域の特性に応じた防災計画を立案する（P43 参照）
	他の組織の活動を知る	▶	・他の自主防災組織の訓練を視察する ・近隣の自主防災組織と合同訓練を開催する
	活動状況の広報	▶	・地域広報紙に防災活動の記事を掲載する
活動熟成期	災害対応力の向上	▶	・図上訓練を実施する（P7・P20 参照） ・発災対応型防災訓練を実施する（P13 参照）
	近隣地域との連携強化	▶	・近隣の自主防災組織と協議会を作る

3 他組織との連携

自主防災組織は、「自分たちのまちは、自分たちで守る。」と自主的に結成されるものですが、他の自主防災組織等と活動上の情報交換を行い、災害発生時の協力体制を確立しておくことも重要なことです。大きな災害であればあるほど、被害は一地域に限らないので、相互に情報を伝え、助け合う必要があります。

また、平常時においても、他の組織の取り組みなどを学ぶことで、組織運営上の課題や活動上の問題などを解決できるかもしれません。

次の組織などと連携を検討するとよいでしょう。特に避難所を共有する団体との連携は災害発生時に欠かせませんので積極的に進めてください。

連携する組織の例

- 他の自主防災組織（近隣や避難所（小中学校）を共有する自主防災組織）
- 消防団（地区を担当する分団）
- 事業所（スーパー、商店街、重機を持っている企業、ドラッグストア等）
- 他の団体等（社会福祉施設、民生児童委員、PTA、大学など）

コラム1

八王子市総合防災ガイドブック（第3版）

八王子市では令和5年3月に八王子市総合防災ガイドブック（第3版）を公表しました。本ガイドブックは八王子市の地域特性を踏まえ、洪水や土砂災害をはじめとした風水害に重点を置きつつ、様々な災害事象を掲載した総合的な冊子として作成しています。啓発面では情報収集手段の充実や令和元年東日本台風の課題を基に、避難の考え方をフローチャートにし、適切な避難行動を示しています。

第3版では、気象庁ホームページで公開している気象情報「キキクル」による洪水や土砂災害の危険度情報の確認方法の掲載や、令和3年5月の災害対策基本法の改正に合わせた避難情報の修正を行いました。

八王子市総合防災ガイドブック



URL

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/emergency/bousai/ml2873/001/p024714.html>



八王子市総合防災ガイドブックの多言語対応

多言語対応アプリ「カタログポケット」について

八王子市総合防災ガイドブック（第3版）は、スマートフォンの多言語対応アプリ「カタログポケット」からもご覧いただけます。スマートフォンやタブレット端末で手軽に見ることができるため、いざという時にすぐに確認することができます。また、日本語のほか、9か国語（英語、韓国語、中国語繁体字、中国語簡体字、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語）への翻訳や音声読み上げ機能も利用できます。

アプリは、以下の二次元コードから無料でダウンロードできます。

iOS 版
スマートフォンアプリ
ダウンロードサイト



Android版
スマートフォンアプリ
ダウンロードサイト



コラム2

やさしい日本語

日本に在留している外国人と話すときは、英語よりもかんたんに日本語の方が通じることが多いです。日本に在留している外国人の内80%位は、英語圏ではなくアジアから来ています。外国人で英語がわかっている人は、44%に対して日本語がわかる人は、63%になります。外国語が分からない日本人でも、「やさしい日本語」のルールさえ習得すれば、誰でも迅速に情報を伝えることができます。やさしい日本語で伝えるには、難しい漢字や専門用語を使わず、略語を避けるといったことはもちろんですが、伝える内容を単純化したり、不要と思われる情報を削除して情報の優先順位を明確にしたりといった視点が必要です。

例：余震 →（後から来る地震に）気をつけてください。

「やさしい日本語」に正解はありません。

情報を伝えたい相手の立場を思いやる想像力（「やさしい心」）を持って取り組んでいきましょう。

第3章 日常の活動

1 平常時の主な活動

自主防災組織における日常の活動としては、災害時に効果的な活動ができるよう、訓練、備蓄等の災害への備えを行うこと、そして、地域住民が防災に関する正しい知識を共有して、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すことが重要です。

(1) 地域の災害危険の把握

自分たちの地域の災害危険を把握することが、災害時に向けた平常時の活動の第一歩です。次のような視点から、地域の災害危険について把握しましょう。

地域の災害危険の把握方法

把握したい項目		把握するための主な方法
地域の災害履歴		八王子市の災害記録を確認する (資料3-1 参照)
地域の災害に関する伝承		地域に長年住んでいる方々に話を聞く
災害時の危険箇所や物、役立つ資源等		実際にまちを歩いて確認する
国、都及び市が作成しているハザードマップ等による危険性の把握	地震による危険	震度分布図(資料3-2 参照) 建物倒壊危険度ランク図 (資料3-3-1 参照)
	火災による危険	火災危険度ランク図(資料3-3-2 参照)
	洪水、土砂による危険	市ハザードマップ(市ホームページ等参照)

集めた情報を集約するとともに、災害危険だけでなく避難所等(資料3-5)の災害時に役立つ施設、資源、場所を盛り込み、防災マップ(災害別)を作成しましょう。そして、地域住民に各戸配布するとともに、作成した防災マップ(災害別)を活用し、図上訓練を実施し災害対応力を高めましょう。八王子市総合防災ガイドブックでは本市で起こりうる様々な災害時の行動や事前の備えに必要な情報を掲載していますので、災害対策の一助として活用しましょう。



(図上訓練の様子)



(まちなかを確認している様子)

(2) 防災資器材の準備

自主防災組織が情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等の役割を果たすためには、それぞれの役割に必要な資器材等を備えておかねばなりません。その場合、地域の災害危険、組織の構成及び住居の建物構造等からみて、どのような資器材を備えるべきか、十分検討を行う必要があります。活動目的別の優先度の高い資器材の例示をもとに、各地域特性に応じた資器材を整備し準備しましょう。

活動種別に応じた防災資器材の準備の例

活動種別	個人で準備できる資器材 (自助)	自主防災組織で準備する資器材 (共助)
救出救助	軍手、ハンマー、バール、のこぎり 自動車用ジャッキ、スコップ ヘルメット、防塵メガネ、 防塵マスク、安全靴	ハンマー、バール、チェーンソー、金 テコ、ツルハシ、剣先スコップ、油圧 式ジャッキ、角材、投光器、鉄筋カッ ター、はしご、ロープ
初期消火	家庭用消火器 バケツ	地域配備消火器 スタンドパイプセット
応急救護	三角巾、副子（添え木） 毛布、シーツ、タオル 救急箱	組織用救急箱、医薬品セット、担架、 毛布、使い捨て手袋（感染症予防対 策）、アルミブランケット、リヤカー、 車いす、簡易ベッド、エレベーター備 蓄ボックス
避難誘導	懐中電灯、非常持出袋、警笛	自主防災組織旗、自主防災組織腕章、 携帯拡声器、車いす、階段避難車、お んぶ紐
情報収集	携帯ラジオ、自転車、携帯電話、 モバイルバッテリー	オートバイ、自動車、自転車 トランシーバー
生活	非常食、水、簡易トイレ、 カセットコンロ、マスク、体温計、 石けん、寝袋	かまどセット、薪、テント、カセット コンロ、簡易トイレ、ビニールシート、 発電機、コードリール、ガソリン携行 缶、ポリタンク、ポータブルバッテリ ー

市では、自主防災組織に対し、「八王子市自主防災組織に対する資器材助成要綱」に基づく助成を行っていますので活用してください。

また、本紙P.13「(3) 地域特性に応じた訓練の実施」を参考に、自分たちの地域がどのような訓練や活動が適しているか検討し、優先度の高い資器材を選定しましょう。

(3) 防災資器材の適正管理

防災資器材を準備しても、いざというときに使用できなければ意味がありません。定期的に点検や動作の確認を行うとともに、防災訓練や普段の町会活動でも使用する等、適正な管理と操作方法の習熟に取り組み、有効活用が図られるようにしておきましょう。

防災資器材の点検項目

種別	防災倉庫の整理整頓	防災資器材の点検
要点	災害時、円滑な搬出ができるよう、搬送路を確保しましょう。	実際に作動させ、操作方法の確認を兼ねて、効率よく点検を行いましょう。
点検項目	☐ 棚や床に物資が乱雑に置かれていないか ☐ すぐに取り出せるようになっているか ☐ 賞味期限、消費期限の確認 (アルファ化米、保存水など) ☐ 使用期限、品質保証期間の確認 (医療品、ガソリン缶詰など)	機械系の動作確認 ☐ 燃料はあるか ☐ エンジンオイルは入っているか ☐ エンジンは始動するか ☐ 燃料が長期間入れたままになっていないか 電子機器系の動作確認 ☐ 電源は入るか ☐ 電池の残量はあるか 員数点検 ☐ 必要な数量はあるか

(参考) 防災倉庫内の収納の例

1 誰が見てもわかるように配置図を表示しましょう。

2 防災資器材の一覧表を作成し、数量もわかるようにしましょう。(⇒資料3－8参照)

3 資器材の形状、重さ、使用頻度に応じて、取り出しやすいよう工夫しましょう。

防災倉庫内を上から見た時の配置図

(1 段目)

台車	乾パン	水	アルファ化米	テント
	出入口			

(2 段目)

のこぎり・スコップ	毛布	救急箱	トイレットペーパー	チェーンソー
	出入口			

(4) 地域の防災意識醸成

自主防災組織の活動において、地域住民が防災に関する知識を習得できるようにするためには、あらゆる機会をとらえて普及・啓発に取り組み、地域全体の防災意識を醸成する必要があります。そのためには次のような方法があります。
防災意識の醸成に向けた取組例



(八王子市出前講座の様子)



(救命講習の様子)

- 市や都が行っている出前講座を利用する。
- 消防署等が実施する救命講習を受講する。
- 地域の広報誌に日本各地の災害や自分たちの地域における災害事例の記事を掲載する。
- 地域の行事やイベントの中で、防災に関するコーナーを設けて防災について考える機会を増やす。

(5) 家庭内の防災対策の推進

防災知識の普及・啓発とともに、各家庭においても災害に対する備えをしておくことは、各自の生命、身体、財産を守るばかりでなく、地域の被害を軽減するために必要不可欠です。また、自主防災組織の一員として地域の人々を助ける側になるのか、助けてもらう側になるのか、あなた次第です。阪神淡路大震災では亡くなった方の9割が建物や家具類の下敷きによる圧死となっています。各家庭における防災対策は、自助として継続的に取り組む必要があります、自主防災組織ではそれも支援していきましょう。なお、家庭でできる主な防災対策としては、次のようなものがあります。

- 家具類の転倒・落下・移動の防止対策
東京消防庁の「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」を参考に家具に応じた対策をとりましょう。
(<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/learning/elib/kagutenhandbook.html>)
- 家のまわりののがけ崩れや川の近くなどの災害危険を、八王子市総合防災ガイドブックで確認



- 耐震診断等、家屋の安全対策

「八王子市木造住宅耐震診断補助制度のご案内」参照

(<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/003/002/002/p006919.html>)



- 最低3日間、できれば1週間の日常備蓄の準備

- 災害用伝言ダイヤル（171）等による家族との連絡手段の確認

- 初期消火のための家庭用消火器の設置

- ブロック塀の点検と改善

「あなたの家のブロック塀は安全ですか。」参照

(<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/003/003/p006672.html>)



- ガラスの飛散防止

- 非常持出品の準備

- 火気使用設備器具や灯油などの点検

コラム3

家族との連絡手段の確認

地震は、家族がそろっているときに起きるとは限りません。離ればなれで被災したときを想定し、平時の通信手段等が使用できない場合を考えて、お互いの連絡手段を決めておきましょう。

① 災害用伝言ダイヤル（171）

加入電話・公衆電話等から「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生をしてください。

② 災害用伝言板(web171)

インターネットを経由でサイトにアクセスし、電話番号等をキーとして伝言情報（テキスト・音声・画像）の登録が可能なサービスです。

③ 災害用伝言板(スマホ・携帯電話)

大地震等の災害が発生した時に、携帯会社各社のポータルサイト上に開設され、伝言の登録や確認ができるサービスです。

毎月1日と15日、正月三が日、防災週間（8/30～9/5）、防災とボランティア週間（1/15～1/21）に体験することができますので、ぜひご家族で体験してください。携帯電話を使用する場合は、携帯電話会社により操作方法が異なりますので事前の確認をしておきましょう。

災害時の公衆電話の利用について

公衆電話は、災害時に一般の加入電話より優先電話として利用することができます。日頃から公衆電話がある場所を確認しておきましょう。また、停電によりテレホンカードが使えない時でも、10円、100円硬貨があれば通話ができるので、日頃から小銭を用意しましょう。

(6) 日常の感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、感染症対策については、個人・事業者の自主的な判断と取組が基本となりました。日常の自主防災組織の活動においては、新型コロナウイルス感染症対策で得た経験や知識を踏まえ、引き続き感染症拡大を防止する習慣を実践するよう心がけましょう。

基本的な感染対策

- こまめな手洗い・手指消毒
- こまめな換気
- 「3密」の回避（密集・密接・密閉）
- マスクの着用（病院や高齢者等重症化リスクの高い方が多く集まる場所）など

あなたがとるべき避難行動は？

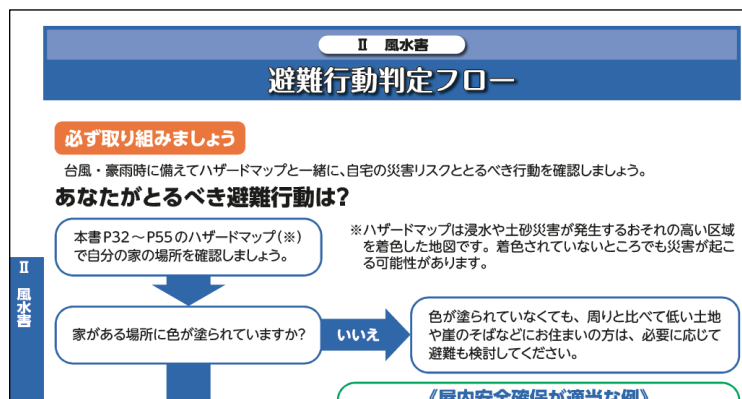
風水害時の避難の在り方について

避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に自宅や地域の災害リスクととるべき行動を確認しておきましょう。

自分や地域の住民がとるべき避難行動は？

八王子市総合防災ガイドブック（第3版）のP.32～P.55に掲載されている「ハザードマップ」で自分の地域の場所や危険個所を確認し、P.18の「避難行動判定フロー」で風水害時にとるべき避難行動を検討しておきましょう。

ハザードマップとは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。まずは自分の地域の避難行動を把握した上で、自主防災活動を行うことが重要です。避難先は市が開設する避難場所だけではありません。事前に安全な親戚や知人宅に避難する計画も検討しておきましょう。



詳しくは、「八王子市総合防災ガイドブック(第3版)」P.18を確認してください。

2 防災訓練

(1) 防災訓練の目的

災害の規模が大きければ大きいほど人命救助や消火活動のために活動する公助の役割を果たす防災機関は地域に手が回らない状況になります。災害から地域を守るには地域住民でお互い協力しながら組織的に防災活動を行うことが大切で、災害が発生すれば地域の中核となって活動するのが「自主防災組織」です。このため、災害時に適切に行動できるよう、定期的に訓練を行っておくことが重要です。

(2) 防災訓練のポイント

ア 計画的な訓練の実施

限られた時間の中で効果的な訓練を実施するために、訓練の目的、内容を分かり易くした訓練計画を作成しましょう。

- (ア) 訓練計画を企画立案するのも訓練の一部であることを理解しましょう。
- (イ) 日時、責任者、訓練の目的・内容、会場、参加人数等を決めましょう。

イ 防災機関との調整

訓練計画を作成し、市役所・消防署等の防災機関の協力が必要な場合は各機関の訓練担当に依頼しましょう。消火訓練や救出救助・防災資器材取扱い訓練は危険を伴うので入念な打ち合わせをしましょう。

ウ 興味を持って参加できる訓練

- (ア) 訓練日時、訓練内容を記載した回覧板やポスターを利用して「知らなかった」人がいないよう、多くの地域住民が参加できるようにしましょう。
- (イ) いつも同じ日時に実施していると同じ人しか参加できないため、休日や夕方・夜間など多くの人が参加できる日時を設定しましょう。
- (ウ) 防災クイズ、防災運動会、防災資器材の展示操作等、興味を持って参加したいと思うような訓練を工夫して計画しましょう。また、身体の不自由な方や外国人の方が参加できるような訓練計画も検討しましょう。

(3) 地域特性に応じた訓練の実施

災害の種類は地震、暴風、豪雨、洪水、土石流、がけ崩れ、内水氾濫、密集市街地での延焼火災など様々なものがあります。自分たちの地域特性に応じた効果的な防災訓練を実施しましょう。次ページに例示がないものであっても、地域の特性を考慮し必要と考えられる訓練を自主防災組織内で検討しましょう。

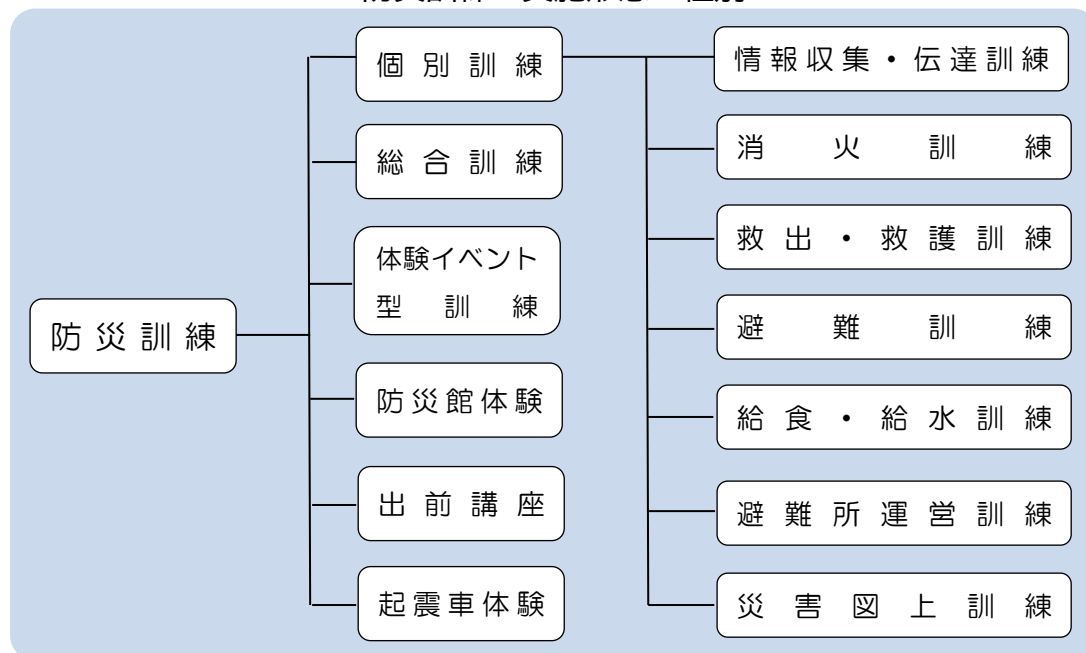
また、想定される災害に応じた訓練を実施する上で、必要な資器材を準備しましょう。

地域特性に応じた防災訓練の例

地域の特性	防災訓練の例
密集市街地	延焼火災、家屋倒壊、避難路閉塞を想定した訓練 1 初期消火訓練 2 避難誘導訓練 3 救出、救護訓練 など
急傾斜に隣接した地域	土石流、崖崩れを想定した訓練 1 危険情報や避難指示等をすぐに伝達するための訓練 2 短時間で安全な場所に避難するための訓練 など
観光地	観光施設利用者の避難誘導を想定した訓練 1 危険情報や避難指示等をすぐに伝達するための訓練 2 避難誘導訓練 など
福祉施設等に隣接した地域	保育施設、高齢者施設などの福祉施設との協働訓練 1 危険情報や避難指示等を福祉施設等に伝達する訓練 2 高齢者や障害者等の避難誘導訓練 など
企業・事業所が混在する地域	住民と事業所との協働訓練 1 昼間の発災を想定した避難誘導訓練 2 救出、救護訓練 など

自主防災活動の核となる防災訓練は、自主防災組織の活動計画に基づき実施します。防災訓練としては、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、出前講座などが代表的な訓練として実施されています。

防災訓練の実施形態と種別



(4) 個別訓練

ア 情報収集・伝達訓練

市は、自主防災組織を災害情報の中継点として位置づけ、市からの情報を地域住民に伝えとともに、逆に地域の情報を市へ提供・報告するといった役割を期待しています。

実際に災害時に地域の被害状況を迅速かつ正確に収集・伝達するには、自主防災組織を小グループに分割し、スムーズな連絡体制を構築しておくことが重要です。地域の被害想定等をもとに訓練を行うと、より実践的な訓練になります。



(避難状況を把握する情報収集訓練の様子)

(災害状況等を知らせる伝達訓練の様子)

イ 消火訓練

阪神・淡路大震災では、火災によって大きな被害が生じたことからわかるように、出火防止や初期消火は被害の拡大防止のために非常に重要です。そのためには、バケツ、消火器、スタンドパイプ等の使用方法及び消火技術を身に付ける必要があります。一度だけでなく何度も訓練し、技術を習熟させましょう。(スタンドパイプを使った放水訓練の進め方は、別冊「スタンドパイプの取扱い要領」を参照してください。)

消火訓練及び放水訓練は、消防署や消防団の指導を受けましょう。特に、スタンドパイプを使用した放水訓練は、危険を伴うため必ず消防署又は消防団の指導のもと、実施してください。

ウ 救出・救護訓練

東京都発表の被害想定(多摩東部直下地震)では、市内で2,400棟以上の建物が全壊するとされています。これら倒壊建物の中には、助けを求めている人たちが相当数いることは想像に難くありません。

また、被害が大きければ大きいほど、公助は期待できないことから、まさに自主防災組織として取り組むべき訓練となります。油圧ジャッキやチェーンソー等の救出用資器材の取扱いや、負傷者等の応急手当の方法など、消防署や消防団の指導のもと、訓練を実施しましょう。

市では、地域防災計画に掲げる地域防災力の向上策として、市民の防災意識の高揚、地域の防災リーダーを育成することを目的に平成18年度から「防災指導員育成研修会」を実施しています。

この研修は、防災分野で、その時々話題となっている最新情報の提供や資器材の取扱訓練を行うもので、例年、自主防災組織のリーダーの方々が多数参加しています。令和6年度は、午前に防災に関する講義、午後に実技訓練を実施し、総勢179名の方々が参加されました。

例年、5月前後に募集通知を送付していますので、ご参加をお願いします。



(午前の講義の様子)



(午後の実技訓練の様子)

エ 避難訓練

災害が発生した際に、適切な避難行動をとるためには、普段から避難場所・避難経路を確認しておくことが重要であるとともに、市が指定する避難場所・避難所について正しく理解しておくことも大切です。自主防災組織として避難訓練を行う際には、避難誘導班を中心に地区内の避難状況の把握方法が確立されているか確認しましょう。

コラム5

八王子市の指定緊急避難場所等について



指定避難所（避難所）

大規模災害時に、住家を失った市民等が臨時に生活を行う施設（屋内）です。市立小中学校や市民センターなどの体育館を指定しています。



指定緊急避難場所（広域避難場所）

大地震が発生したときに発生する延焼火災や有毒ガスなどの危険から身を守るための場所です。大規模公園や大学の敷地（屋外）などを指定しています。



指定緊急避難場所（一時避難場所）

《地震時》

地震などが発生したときに、様子を見るためにとりあえず避難する場所で、正確な情報を得て、地域ぐるみで活動を行う拠点となります。

市立小中学校、都立高校などの校庭（屋外）を指定しています。

《風水害》

避難指示等を発令した際に、避難する場所として開設する施設です。

市立小中学校や市民センターなどの体育館等（屋内）を指定しています。



一時滞在施設

公共交通機関が停止し、帰宅困難になった方が、帰宅可能になるまで一時的に滞在する施設です。

※指定緊急避難場所は、災害の種類（地震、風水害）により異なります。
（資料3－4参照）

避難場所と避難所の違いは？

避難場所	建物倒壊等、その場にいることが、危険であると感じた場合に、命を守るためにとりあえず避難する場所です。 避難場所には、一時避難場所と広域避難場所があります。
避難所	地震や火災で自宅が倒壊・消失してしまい、生活する場所がなくなってしまった方が一定期間生活を送る施設のことです。 小中学校や市民センターの体育館等を指します。

風水害時の避難場所について

風水害でみる避難場所と避難所の違い

風水害は、突然発生する地震災害とは異なり、気象情報を確認することで被害が発生する前に災害規模を予想し準備をすることができます。八王子市では、風水害時の避難場所の早期開設に向けて、予想される風水害の災害規模に応じて、以下の方針に基づき、避難場所の開設に取り組んでいます。

■ 避難場所の開設方針

開設に必要な避難場所数等は、想定される災害の規模によって変わることから、2段階のプランに分けて対応します。

区分	避難場所数	想定する災害の規模
プラン 1	26施設	大雨、洪水、暴風警報の発表の可能性が高く、かつ市内に被害が想定され、高齢者等避難または避難指示を発令する見込みが高い場合
プラン 2	43施設 (プラン1+17施設)	プラン1の状況かつ、特別警報の可能性が示唆されているなど、事前の気象情報等によって、市内の広範囲で明らかな大きな被害が想定される場合

■ 開設予定避難場所と開設状況の確認

「大規模風水害時に開設予定の避難場所」(資料3-5)を参照するとともに、避難場所の正式な開設状況は、必ず市ホームページ、防災情報メール、NHKのデータ放送(dボタン)等で確認しましょう。

■ 避難所の開設

風水害により、居住が困難となる住家等の被害が発生した場合は、必要に応じて、住家を失った市民等が臨時に生活する場として、避難所が開設されます。自主防災組織は、市職員等と連携した避難所運営にご協力をお願いします。避難所運営の流れは、P.33、第4章、「3 風水害発生に備えた避難場所の運営」を参照してください。

オ 給食・給水訓練

給食訓練は、炊飯用資器材等を有効に活用して食糧を確保する方法や技術を習熟します。また、作った食事を多数の方に効率よく配給する方法等についても検討しておくとい良いでしょう。

給水訓練では、水道が使用不能となった際に備え、各地域にある災害時給水ステーションを確認しておきましょう。(資料3－6参照)

市では備蓄しているアルファ化米等で年度末に使用期限を迎えるものを、各地域の防災訓練で給食訓練を実施する場合に限り無料で提供しています。

また、食料等を含む日常備蓄の展示品の貸出しもしています。いずれも希望される場合は防災課まで連絡してください。



(給食訓練の様子)



(日常備蓄の展示の様子)

カ 避難所運営訓練

避難所での生活を体験することを通じて、避難の際の持出品や平常時からの準備について考え、地域住民の防災意識を高めることができます。

また、より実践的な訓練を行いたい場合は、避難所を共有する他の自主防災組織と連携して訓練を実施するのもいいでしょう。



(避難所設営訓練の様子)



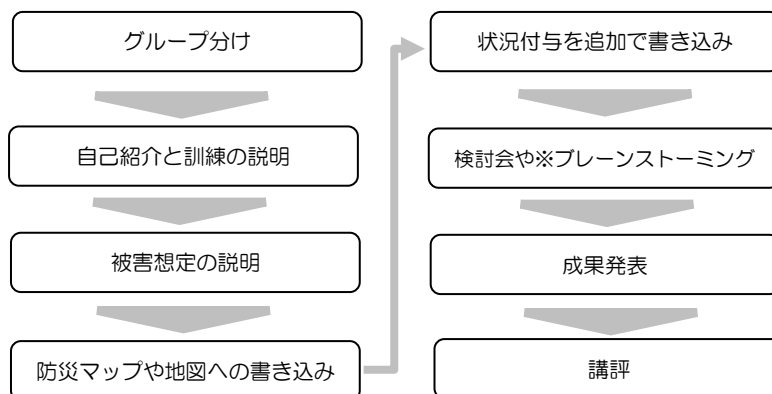
(仮設トイレ組立訓練の様子)

キ 災害図上訓練

図上訓練とは大規模な災害が発生した場合を想定し、地図や防災マップへの書き込みを通して、参加者が主役となり、主体的に災害の対応策を考えることができる防災訓練です。どのような災害が発生するのか条件を設定し、その災害が発生したときに地域でどのような被害が発生し、どのような対応をとればよいかなどを考えましょう。

また、災害時における対応だけではなく地域の防災上の課題を抽出することから、平常時にどのような取り組みが必要かということも検討することができます。

図上訓練のフロー（例）

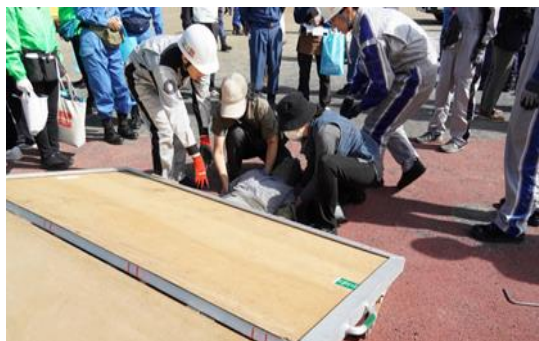


（図上訓練の様子）

※ ブレインストーミングとは、複数人で問題の解決策を創出する集団発想法の一つです。自由な発想で多様なアイデアを出し合い否定、判断、結論を避け、限られた時間内にアイデアの質よりも量を重視することが大切です。

（5）総合訓練

個別訓練で習得した知識や技術を総合して、組織の各班相互で連携し、より効果的な防災活動ができるようにするために総合訓練を行います。実際に、大規模災害が発生したと仮定し、時間の流れに沿って被害状況を付与する「発災型訓練」といった方法もあります。



（倒壊家屋からの救出救助訓練の様子）



（初期消火訓練の様子）

(6) 体験イベント型訓練

防災と直接関係しないイベント等（お祭り、子ども会等の諸行事など）において、災害時に役立つ基礎知識の普及や自主防災組織の取組みの紹介などを行うことによって、防災を意識せずに災害対応力を高めることができます。また、キャンプに防災の要素を取り込んだ「防災キャンプ」や、運動会で防災の要素を取り入れた競技を行うなどの方法もあります。

(7) 防災館体験

都内には、立川、池袋及び本所の3か所に防災館があります。防災館は、大人から子供まで無料で気軽に楽しみながら防災を学べる「体験型学習施設」です。訓練会場や資器材の準備など防災訓練をどのように実施したらよいか分からない場合には、防災館の利用が便利です。防災館には、地震、消火、煙、応急手当などの体験施設があるほか、防災に関する展示や防災シアターを見ることができますので、初めての防災訓練にぜひ活用してみましょう。

利用する際には、各防災館の予約のほか、交通手段（借上げバス等）の確保が必要になりますので留意しましょう。

施設名	所在	電話番号
立川防災館	立川市泉町1 1 5 6－1	0 4 2（5 2 1）1 1 1 9
池袋防災館	豊島区西池袋2－3 7－8	0 3（3 5 9 0）6 5 6 5
本所防災館	墨田区横川4－6－6	0 3（3 6 2 1）0 1 1 9

コラム6

能登半島地震の課題を踏まえた市の対応

令和6年1月の能登半島地震では、最大震度7の地震が起き、大きな被害をもたらし、地震後の避難生活においても様々な課題が浮き彫りになりました。

震災直後から物資の輸送や支援活動がスムーズに行われない要因として、主要な道路が寸断されたことで、支援物資及び作業に必要な重機や資材の運搬が難航し、結果的に支援及び復旧が進まない要因となっています。

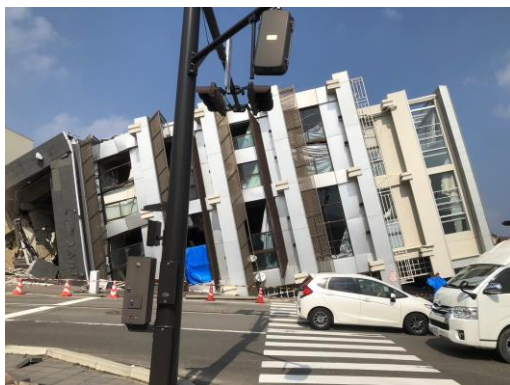
また、令和6年9月の能登半島豪雨により再び大きな被害が発生し、複合災害による健康状態が更に悪化、震災関連死として亡くなる方が多く発生しています。

このような課題に対し、八王子市では、令和6年度に避難所等の環境整備の一環として体育館に空調設備の設置を進めると共に備蓄品として簡易間仕切りを購入しました。

「令和6年能登半島地震」の被害状況

(令和6年12月24日現在 総務省消防庁)

地震の回数等	能登半島の全域で震度6以上の揺れが観測された令和6年1月中だけで震度5弱以上の地震が17回発生		
人的被害	死者 489 名	災害関連死 261 名	負傷者 1,379 名
住家被害	全壊 6,445 棟	半壊 23,225 棟	一部損壊 120,029 棟
非住家被害	公共建物 330 棟	その他 36,685 棟	



(輪島市幹線道路の様子)



(輪島市家屋崩壊の様子)

八王子市地域防災計画では、「大規模地震発生時に多数の負傷者に対処するため、緊急医療救護所等を設置し医療救護活動を行う。同時に医薬品、衛生材料、資器材の確保及び災害が長期化したときは、被災者の健康管理やメンタルヘルスケアなどの対応を行う。山間部等で孤立化した集落については、ヘリコプターを活用した救護体制を確保する」ことが定められています。

緊急医療救護所は、被害状況に応じて設置場所を決定することとされ、設置場所は、災害拠点病院等の近接地等とすることが計画されています。災害拠点病院等の場所や機能については（資料3－7）をご覧ください。

（8）出前講座

八王子市では、市民の生涯学習活動を支援する目的で「はちおうじ出前講座」を開講しています。自主防災組織が主催する学習会などに、市職員の専門知識を生かした講義や説明などを出前して行うものです。防災に関する出前講座としては、「災害に備えて安全対策を」を実施します。災害から生命・身体や財産を守るために、地域での助け合いの必要性や、市の防災対策について分かりやすく説明します。

申し込みの際には、次の「出前講座ご利用案内」を確認のうえ、生活安全部防災課（電話：042-620-7207、FAX：042-626-1271）へお問い合わせください。

はちおうじ出前講座のご案内

市の防災対策について学べます

1 申込方法

- ① 開催希望日の1か月から2か月前に電話でご相談のうえ、お申し込みください。
- ② 開催日の20日前までに『「はちおうじ出前講座」講師派遣申込書』を防災課へ提出してください。
- ③ 当日は講座で使用する器材を持って公用車で伺いますので、駐車場の準備をお願いします。

2 開催最低参加人数は、原則、10名以上の参加者で開催とします。

3 災害発生等の緊急時には、中止させていただくことがあります。

4 詳しくは、八王子市ホームページ「トップ > くらしの情報 > 教育・生涯学習・スポーツ > 生涯学習・スポーツ > 生涯学習 > 冊子・手引き > はちおうじ出前講座」を確認してください。

(9) 土砂災害に関する出前講座(東京都主催事業)

東京都事業として「土砂災害に備えるために」をテーマに地域の町会・自治会、自主防災組織等を対象に、東京都職員が地域の会館等に伺い説明する出前講座を実施しています。

西日本を中心に甚大な被害を発生させた「平成30年7月豪雨」といった土砂災害の激甚化や、八王子市においては土砂災害警戒区域が都内で最も多い地域という特性を踏まえ、この機会に本講座を受けることで土砂災害に対する「自助、共助」の地域防災力の向上に取り組みましょう。

受講を希望される場合は、開催希望日の3ヵ月前から3週間前までに下の問合せ・申込先に直接連絡をお願いします。

《実施時間》

講座内容に応じて、実施時間の変更が可能ですので下記にご相談ください。

《出前講座の主な内容》

- 1 土砂災害について（土砂災害とは、都内の被災状況、東京都の取り組み等）
- 2 犠牲者ゼロを目指した取組事例の紹介
- 3 安全に逃げるためには（土砂災害のおそれのある個所を知る、避難場所・逃げ道を知る、危険なときに出される情報を知る）

《問合せ・申込先》

東京都建設局河川部計画課計画調査担当

電話：03-5320-5412

Eメール：S0000384@section.metro.tokyo.jp

コラム8

東京防災 東京マイ・タイムライン

マイ・タイムラインとは、いざというときにあわてることがないように、避難に備えた行動を一人ひとりがあらかじめ決めておくものです。「東京マイ・タイムライン」では、風水害からの避難に必要な知識を習得しながら、家族で話し合って、マイ・タイムラインシートを作成することにより、適切な避難行動を事前に整理できるようになっています。

東京マイ・タイムラインは台風、長引く大雨、急な豪雨からみなさんの命を守るツールです。もっと安全、もっと安心に。東京マイ・タイムラインを利用してマイ・タイムラインを作成し風水害に備えましょう。

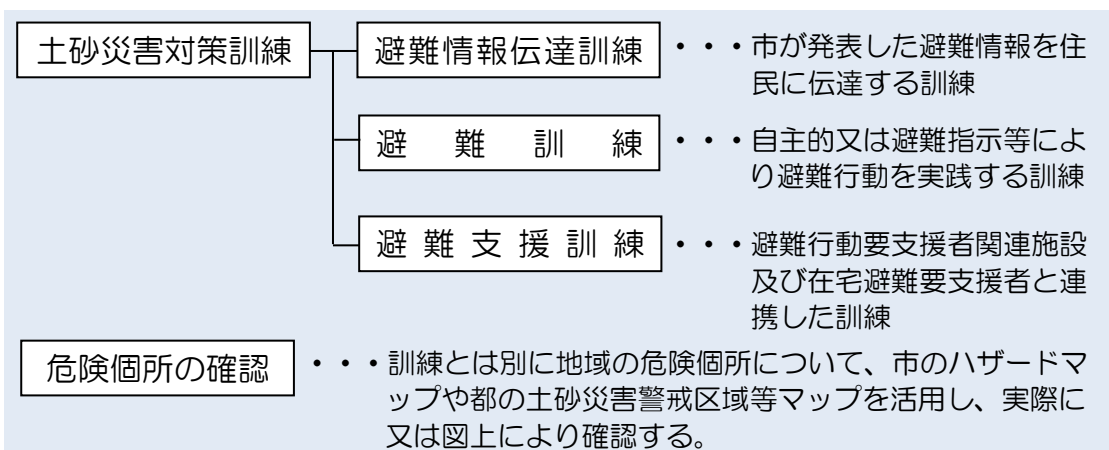
本冊子は八王子市防災課、市民部事務所及び図書館の窓口でも配布しております。



災害は地震だけではありません。令和3年7月には、梅雨前線の影響により静岡県伊豆山地区、令和4年9月には、台風14号の影響により広島県、高知県、宮崎県の広域で甚大な土砂災害が発生しました。また、八王子市でも令和元年東日本台風の影響により、187件の土砂災害が発生し、100棟近い家屋の床上・床下浸水の被害がありました。このような被害を最小限に抑えるために土砂災害対策訓練を行いましょう。特に土砂災害防止法※の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている地域を持つ自主防災組織は、積極的に土砂災害対策訓練を実施する必要があります。土砂災害対策訓練としては、避難情報伝達訓練、避難訓練及び避難支援訓練が代表的な訓練として実施されています。



令和元年東日本台風の土砂災害



※ 土砂災害防止法とは・・・

土砂災害から国民の生命・財産を守るため、土砂災害のある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地抑制、既存住宅の移転促進等ソフト対策を推進することを目的とした法律です。

八王子市では、警戒区域の周知としてハザードマップを配布するとともに、警戒避難体制の整備として防災行政無線の設置や土砂による孤立化想定地域に衛星携帯電話を配置する等の対策を行っています。東京都による八王子市での土砂災害警戒区域等の指定は、平成29年度に市内全地域での指定が完了しました。その後、市内の土地開発・土地改変に伴って区域指定の変更等の可能性があることから、引き続き調査が行われています。

指定された区域については、土砂災害警戒区域等や避難体制などのハザード情報を示した「八王子市総合防災ガイドブック」へ掲載し、市民等への情報提供を行うとともに、警戒避難体制の整備等を図っていきます。

(10) 起震車「グラットくん」

起震車「グラットくん」では、市民の方が地震時の防災行動力を身につけるため、震度階級別の地震動や過去に発生した地震を再現した揺れなどを体験することができます。

《運用時間》

午前… 9時00分から11時30分まで

午後… 13時00分から16時30分まで

土、日及び祝日も運行しますが、年末年始の運行はありません。

また、雨天時は、原則運行を中止します。

(起震車を覆える屋根等があれば、運行は可能です。)

《予約受付》

1 受付開始

予約受付は、運行希望日の1年前の同月1日(閉庁日の場合は翌開庁日)午前8時30分より行います。予約受付は先着順ですが、受付初日の8時30分から8時40分までに限り、運行希望日時が重複した場合は抽選により利用団体を決定します。抽選時間帯に申し込みをされる団体は、電話か窓口で受付を行いますので、第2又は第3希望日時まで防災課員にお伝えください。運行日が確定しましたら、「防火防災訓練・防災教育等実施計画書」を防災課まで提出してください。(資料4参照)

2 受付締切

運行希望日の1か月前まで

《留意事項》

1 実施場所の確認

起震車は7tトラックであるため、縦9m、横6m、高さ4mのスペースと、地面が強固な実施場所が必要です。また、実施場所まで進入する通路が幅3m以上あるか、樹木等の通行障害がないか事前に確認をしてください。

2 訓練実施場所の使用許可等の手続

実施場所によっては、使用許可の申請が必要になります。(公園は市公園課、道路は警察署等) 訓練を主催する団体が、実施日までに申請をしてください。

《問合せ・申込先》

詳しくは八王子市生活安全部防災課まで、お問い合わせください。

電話：042-620-7207

《市ホームページ》

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/emergency/bousai/m12873/001/p005693.html>



3 他団体と連携した訓練活動

連携した防災訓練とは、自主防災組織と近隣の自主防災組織、消防署、消防団、事業所等が合同で実施する防災訓練のことです。

(1) 近隣の自主防災組織、事業所・学校等と連携した訓練

近隣の自主防災組織や、地域にある事業所等との合同訓練を行うことで、防災訓練の参加者が増え、地域が活性化するほか、災害時の相互応援や協力体制の強化が期待できます。事業所にとっては、地域の方々とより密着した関係を築くことができ、自主防災組織にとっては、事業所が所有する防災資器材や物資の提供といった協力体制を築けることができます。あらかじめ互いのメリットを理解しておくことで効果的な訓練が行えます。

特に、災害時の避難所に指定されている学校では、避難所の開設・運営訓練を行うことで、自主防災組織の枠を超えて、地域との連携した防災活動に繋がることが期待できます。

ア 避難所の開設・運営訓練における連携強化の例（本紙 P. 19 、カ、参照）

大規模地震を想定して、避難場所への避難、避難所の設営、入所までの流れを確認する実践訓練です。他の地域や学校及び事業所等と連携することで、災害時の役割分担が明確になります。

イ 地域合同訓練における連携強化の例（本紙 P. 15 、（４）、参照）

発災後における自宅からの避難、地域の安否確認までの流れを確認するほか、救出救助訓練、AED操作訓練、防災資器材の操作訓練など、個別訓練を複数同時に実施することで地域での役割分担が明確になります。

ウ 事業所合同訓練における連携強化の例

介護施設においては、施設利用者と協力した避難訓練、避難所の要配慮者対応訓練を実施し、工場や製造会社等においては、倉庫等事業者施設への避難訓練や安否確認訓練を実施することで連携の強化が期待できます。

（事業者等の施設への避難について、事前に取り決めておくことを前提とします。）

(2) 八王子市消防団「機能別分団」による防災訓練実施に伴う支援について

八王子市では、自主防災組織の活動を後押しするため、八王子市消防団に「機能別分団」を組織しています。各自主防災組織が、防災訓練を実施したい時に、どのように訓練を企画すればよいか、何を準備すればよいか等、防災訓練の実施に関する疑問や課題に対して、「機能別分団」から助言や指導といった支援を受けることができます。

コラム10

「機能別分団」による支援の依頼方法



(放水訓練での指導の様子)

4 災害時の避難支援等について

災害に備えるうえで、高齢者や障害者など、災害時に一人で避難することが困難な方々（以下、「避難行動要支援者」という。）への対応は欠かせません。特に発災直後の情報提供、安否確認から避難支援までの初動対応が、被害を最小限にとどめるうえで、最も重要となります。そして、避難行動要支援者に対する支援を担えるのは、近隣に住む地域の方々に他なりません。

国は、「避難行動要支援者」の安全を確保するために、令和3年5月に災害対策基本法を改正し、避難行動要支援者の個別避難計画作成を市町村の努力義務に位置づけました。これを受けて、市（福祉政策課）では令和4年度から、避難行動要支援者の個別避難計画作成を含めた避難支援の仕組みづくりに取り組んでいます。

仕組みづくりは、主に市と個別避難計画の作成者（ケアマネジャー、民生委員・児童委員等）が連携して進めますが、その際には、町会・自治会・自主防災組織等に避難支援等のご協力をお願いする場合がありますので、その時はできる範囲でのご協力をお願いします。市が仕組みづくりを行う対象は、市が指定する「避難行動要支援者」となりますが、それ以外に避難支援が必要な方が地域にいる場合は、その方の受け皿となる地域独自の共助の仕組みづくりについて、ご検討ください。

また、市（障害者福祉課）では、障害者の態様に応じた避難を円滑に進めるために「障害がある方のための防災マニュアル」及び「災害時障害者サポートマニュアル」を作成しておりますので、こちらも活用していただきたいと思います。

避難行動要支援者の避難支援について「障害がある方のための防災マニュアル」及び「災害時障害者サポートマニュアル」は、障害者福祉課の窓口、または八王子市のホームページ「トップ > もしもの時のために > 防犯・防犯情報 > 防災情報 > 災害に備えて」にあります。



（各マニュアル）



（避難支援訓練の様子）

第4章 災害時の活動

1 地震災害時の活動

以下は、地震災害時における初動対応等の自主防災組織に期待される活動を表にしたものです。自主防災組織は初動対応以降も復旧・復興に向けて、他団体と連携しながら、継続的な活動が求められます。また災害時の活動においては、自身及び家族の安全確保を前提として行われるものとしています。

地震災害時における初動対応等の活動タイムライン

経過時間	主な災害発生状況	自主防災活動
0:00 ～10分	地震発生	各個人で次の行動をとる ・自分の身を守る ・火の元の確認及び消火 ・玄関の開放 ・家族の安全確認 ・自宅の被害状況の確認 ・一時避難の準備
▼		
～72時間後	家屋倒壊 火災発生 負傷者多数 自助と共助による活動 大規模火災発生 《避難指示》	1 指定緊急避難場所（一時避難場所・広域避難場所）に避難 2 自宅を離れる際には、火の元を確認し電気ブレーカーを切り、通電火災を未然に防ぐ 3 自主防災組織として次の行動を開始 ・安否や被害状況の情報収集 ・火災発生の確認及び初期消火 ・倒壊家屋からの救出 ・負傷者の応急救護 ・住民の避難誘導 ・避難行動要支援者の避難支援 指定緊急避難場所（一時避難場所・広域避難場所）への避難誘導
▼		
～数日後	公的機関による活動 救助活動 避難所開設等	・避難所運営 ・自治体及び関係機関へ情報伝達 ・炊出し等給食・給水活動 ・避難行動要支援者への生活支援 ・ボランティア活動ニーズの把握 ・衛生対策 ・防犯対策
▼		
～数か月	避難生活の解消 避難所閉鎖	・避難所の撤収 地域の復旧、復興へ…

2 風水害時の活動

風水害時に自主防災組織に期待される活動を次の表に示しました。突然起きる地震とは異なり、風水害はある程度の予測が可能なことから、事前の情報収集が重要になります。

風水害発生時における対応活動タイムライン

災害状況の進展	自主防災組織等で取組む主な活動
急に暗くなる 雷鳴が聞こえる 急に涼しく感じる 《注意報発表》	各個人で次の行動をとる ・天気予報（テレビ・ラジオ）をこまめに確認する ・市のホームページで防災気象情報により市の気象予報を確認する ・自主防災組織内の連絡先を確認する ・落雷の対策をとる ・市の防災情報メール、X（旧ツイッター）、フェイスブックを確認する ・NHKのデータ放送画面（dボタン）を表示し確認する
川の水位が上がる 強風で電線が鳴る 《警報発表》 バケツをひっくり返したように降る	自主防災組織として次の行動を開始する ・危険箇所の注意喚起 ・組織内に警報情報を周知 ・引き続き情報収集を行う ・気象情報により、自主避難及び避難先を検討する ・土砂災害の可能性がある地域では避難の準備を呼びかける
《土砂災害警戒情報》 《高齢者等避難》 《避難指示》	・防災行政無線の放送内容を確認 ・避難行動要支援者の避難支援 ・避難場所への避難誘導開始 （市、消防団などの防災機関の指示等がある場合は直ちに避難） （外への避難が困難な場合は屋内安全確保をとる）
滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）	・避難者の情報収集 ・避難場所の運営
《特別警報発表》 《緊急安全確保》	・ただちに命を守る行動をとる

スマートフォンアプリ「コスモキャスト」で防災行政無線による緊急放送の内容を確認できます。

屋内安全確保とは…
ハザードマップを参考にし、家屋倒壊等氾濫想定区域に入っておらず想定されている浸水深より高いこと、土砂災害警戒区域内ではあるが十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいること、水や食糧等の備えが十分であること等が確認できた場合、その自宅等に留まって安全を確保することです。

※ 大雨警報、大雨特別警報には、（浸水害）、（土砂災害）のように特に警戒すべき事項をカッコ書きで付加しています。詳しくは、次の気象庁のホームページを参照してください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/warning.html>

1 警報と注意報の種類

気象庁は大雨や強風などの気象情報によって災害が起こるおそれのあるときに「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」を発表して、注意や警戒を呼びかけます。

危険度	種類		説明
高	特別警報	大雨特別警報	数十年に一度の大雨が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき
		暴風特別警報	数十年に一度の暴風が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき
	警報	大雨警報	重大な浸水被害や土砂災害が発生するおそれのあるとき
		洪水警報	河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害のおそれのあるとき
		暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれのあるとき
	注意報	大雨注意報	浸水被害や土砂災害が発生するおそれのあるとき
		洪水注意報	河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による災害のおそれのあるとき
		強風注意報	強風により災害が発生するおそれのあるとき

2 警戒レベル

「警戒レベル」とは、集中豪雨や台風等によって水害や土砂災害等が発生するおそれがあるとき、どのタイミングで避難すべきか直感的に理解でき、それぞれの状況に応じて避難できるよう、災害発生の危険度と住民がとるべき行動を5段階のレベルで表したものです。

警戒レベル	状況	とるべき行動	避難情報等
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
～〈警戒レベル4までに必ず避難！〉～			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示※2
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難※3
2	気象状況悪化	ハザードマップ等で 避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 「緊急安全確保」とは

すでに災害が発生又は切迫しており、指定緊急避難場所等への避難がかえって命に危険を及ぼしかねない状況であるため、指定緊急避難場所等ではないが近隣のより安全な場所や建物等へ避難することや、「屋内安全確保」による少しでも命が助かる可能性の高い避難行動をとることを指します。

「屋内安全確保」とは、ハザードマップを参考にし、家屋倒壊等氾濫想定区域に入っておらず想定されている浸水深より高いこと、土砂災害警戒区域内ではあるが十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいること、水や食糧等の備えが十分であること等が確認できた場合、その自宅等に留まって安全を確保することです。

※2 「避難指示」とは

災害が発生するおそれが高い状況であることから、危険な場所にいる方は、全員避難を開始します。避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚や知人宅、及び安全なホテルや旅館への立退き避難のほか、屋内安全確保による避難も普段から検討しておきましょう。

※3 「高齢者等避難」とは

危険な場所にいるお年寄り、体の不自由な方、小さい子供がいる方、避難に時間がかかる方とその支援をする方が避難を開始します。※2の避難指示と同様、指定緊急避難場所等への避難のほか、屋内安全確保による避難も普段から検討しておきましょう。

その他、身の危険を感じるなど、その場に留まることが危険と自ら判断した場合には、警戒レベルに関わらず自主的に避難を開始しましょう。

備考：「警戒レベル」は、令和3年5月20日から避難情報等について「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の一本化や、「避難準備・高齢者等避難開始」が「高齢者等避難」へ整理されました。

3 風水害発生に備えた避難場所の運営

大規模な風水害時には、洪水や土砂災害から身を守るため、危険な場所にいる方は避難場所へ移動する必要があります。避難場所の運営は、市職員と避難者や自主運営組織と連携することが重要です。市職員は開設する小中学校等の避難場所に行き、施設やその周辺の安全を確認後、避難場所として開設します。

風水害時における避難場所の運営までの流れ

1 開設準備

(1) 開設に必要な物資の準備

開設する避難所施設に配備している「風水害初動対応セット」の資器材を確認する。資器材は避難者カードや避難者名簿といった書類関係と文房具、ビニール手袋、ラジオといった消耗品関係が入っている。

(2) 受付の準備

受付用の机、椅子及びホワイトボード等を準備し、避難者に記入してもらう「避難者カード」、「同行動物登録カード」、「筆記用具」等を用意する。避難者に配布するマットや毛布等も防災倉庫から受付付近に運搬しておきます。また、発熱や風邪等の症状がある避難者を受け入れるための校舎内の教室等をあらかじめ準備しておき、避難所（体育館等）が2階以上にある場合は、下階に高齢者や身体が不自由な避難者のための部屋を用意する。

2 開設、避難者の受け入れ

「避難者カード」は世帯ごとに、「同行動物登録カード」は動物ごとに配布し、避難者に記入してもらう。避難所は土足厳禁なので、避難者が靴を入れるためのビニール袋を配布する。

(1) 受付で配布するもの

避難者ごとに配布	マット、靴を入れるビニール袋
世帯ごとに配布	避難者カード、チラシ「避難所の利用について(風水害)」
動物ごとに配布	同行動物登録カード
必要に応じて配布	毛布

(2) 避難者の誘導に係る留意事項

ア 屋内では奥から詰めて、世帯ごとに固まるようにする。

イ 体調不良者及び要配慮者等は避難所の入り口付近又は校舎内の教室等を案内する。

ウ ペットは種類や大きさに問わず、体育館ではなく屋外でケージに入れた上で指定の場所で飼育するよう説明し案内する。

エ 女性の視点を生かした避難所運営を心がける。おむつ交換や授乳スペースの確保や生理用品、女性特有の物資の配布は女性担当の配置を考慮する。

3 運営

(1) 広報

市本部からの連絡事項や“避難所のルール”等について、適宜アナウンスや掲示をして、避難者へ情報発信を行う。

(2) 衛生管理

濡れた場所の拭き掃除やトイレトペーパーの補充等を行う。

	(3) 定時報告 市職員は決まった時刻に避難者数、避難世帯数を本部へ報告するため、体調不良者や物資の不足情報等、避難所内の状況把握を行う。 (4) 定員管理 暴風時に他の避難所に移動するのは危険を伴うため、体育館等が満員になった場合は、同じ避難所の中の教室や廊下へ案内する。
4 閉鎖、撤収	
	(1) 避難指示解除等の周知 避難指示等が解除されると随時避難場所を閉鎖するので、解除の旨を避難者に周知する。避難者がゼロ人となったら避難場所は閉鎖する。(河川決壊等により長期間にわたって複数の避難所が開設された場合は、学校の授業再開や市民センターの業務継続の観点から避難者がゼロにならなくても、周辺の避難所と統合するために閉鎖する場合もある。) (2) 片付け 避難者が退出する際に、配布した毛布やマット等の物品を回収し、元の位置に戻す。避難者が持ち込んだごみは持ち帰るよう呼びかける。 (3) 清掃 風水害時は避難者が濡れていることから、体育館や校舎の床を雑巾やタオルで拭き掃除を行う。避難場所の運営上で出たごみは、学校の教育活動の妨げにならない場所にまとめて置いておく。 (4) 撤収 すべての片付け作業及び清掃が終了したら、市職員は本部にその旨を報告し撤収する。使用した物資やごみ置き場も伝える。



(避難所の事前受付の様子)



(避難所の設営状況)

※出典：「風水害時 避難所運営マニュアル（八王子市）」より引用

本マニュアルは市職員が活用する視点で作成していますが、自主防災組織などの皆様が市職員とともに避難所の運営を行っていただける際の参考となるよう、市ホームページで公開しています。

避難所運営における感染症対策

インフルエンザ等の感染症拡大防止

インフルエンザ等の感染症流行期には、密になりやすい避難所の運営において、感染症対策を講じる必要があります。以下の感染防止対策を参照し、今後の感染拡大期に備えて、感染防止対策も訓練しておきましょう。

インフルエンザ等の感染症感染拡大期における 避難場所の運営段階ごとの感染防止対策

1 開設準備

- 1 使い捨て手袋、マスクを着用
- 2 健康状態をチェックするための事前受付を設置
- 3 事前受付には非接触型温度計やアルコール消毒液、簡易問診表を用意
- 4 十分な避難スペースをあらかじめ確保、体育館以外の教室や会議室等も事前に準備

2 開設、避難者の受け入れ

- 1 事前受付で検温、簡易問診票による健康状態をチェック
 - ア 体温が37.5℃以上ある人、問診表の項目に該当がある人は別室へ誘導
 - イ 別室へ移動した人の避難者カードは別紙で記入
 - ウ 避難者カードの氏名右側に、検温時の体温を記入
 - エ 車両避難を希望する方は、施設管理者に確認し、可能であれば受け入れる
車両避難者の健康管理については、エコノミー症候群等への注意を呼び掛ける
- 2 手指消毒やマスク着用、咳エチケットの呼びかけ
マスクを持っていない人にはマスクを配布

3 運営

- 1 十分な換気、窓の開閉だけでなく、扇風機なども活用
- 2 健康状態が良くない場合は、速やかに市職員等へ申し出るよう徹底する
 - ア 家族ごとに2m以上の間隔又は配布するマット1枚分空ける
 - イ 通常時に比べて1/3程度の収容となるため、避難所が密にならないように教室等も利用

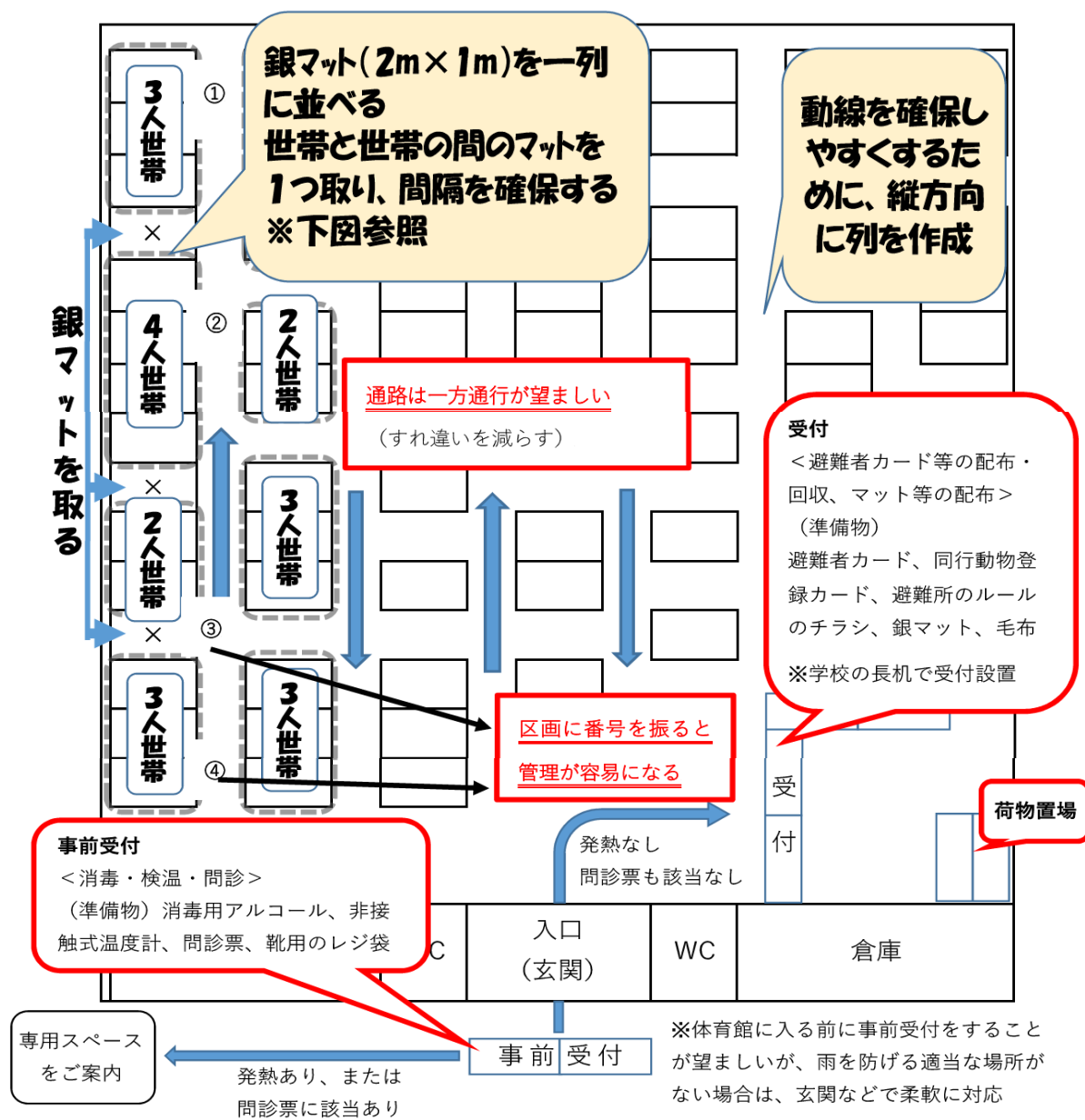
※ 感染症の感染拡大が著しい場合のみ
- 3 定期的な消毒
不特定多数の人が触る手すりやドアノブ、受付の机、トイレ等は定期的に消毒

4 閉鎖、撤収

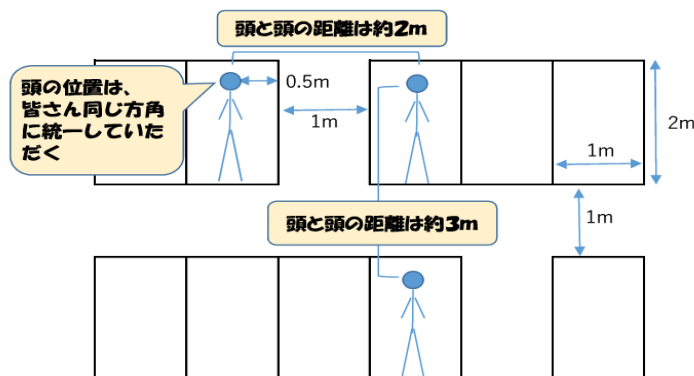
ごみの処理、ゴム手袋を着用して処理をする

令和元年東日本台風では、市内27の自主防災組織、町会及び自治会が各団体が管理する施設、民間施設を独自に自主的な避難所として開設しました。(出典:「令和元年東日本台風」八王子の記録) 感染症対策の観点から、密になりやすい公共の避難所のほかに、町会や自治会の会館を一時的な避難スペースとして活用していただけるよう、災害発生時の避難所開設にご協力をお願いします。

感染症対策を講じた避難所(体育館)のレイアウト例



世帯と世帯のソーシャルディスタンス



4 雪害時の活動

雪害時に自主防災組織に期待される活動を次の表に示しました。

雪害時における活動タイムライン

状況の進展	自主防災組織等で取り組む主な活動
平時 ▼	1 資器材の準備 除雪用スコップ、スノーダンプ、除雪機、凍結防止剤、手袋など 2 雪害対応の検討会を開催し、次の事項を決める ・組織として優先して除雪すべき道路の選定（緊急車両等の通行を考慮） ・除雪した雪の置き場所 ・ローテーション対応のためのグループ分けなど
降雪の予報 ▼	各個人で次の行動をとる ・気象庁、NHK のデータ放送（d ボタン）、市のホームページで八王子市の予報を確認する ・市の防災情報メール、X（旧ツイッター）、フェイスブックを確認する ・自主防災組織内の連絡先を確認する
降雪が始まる 屋根が白くなる 道路が白くなる	自主防災組織として次の行動を開始する ・組織内に除雪活動の可能性を周知する ・資器材の準備 ・除雪の開始（積雪量が多くなる前に除雪するよう努める） 状況によりローテーションで行う

大雪時における対応

除雪に関する留意事項

- ✓ 自宅前の雪かきにご協力をお願いします。
- ✓ 必ず手袋をつけましょう。
- ✓ 除雪は運動です。温度調節のしやすい服装で行いましょう。
- ✓ 段差に注意！転倒しケガをしないようにしましょう。
- ✓ 腰を痛めやすいです。しっかりと準備運動をしましょう。
- ✓ 不意の事故の時のために、必ず二人以上で行いましょう。
- ✓ 事故防止のために長時間は行わないようにしましょう。
- ✓ 除雪した雪を車道に出さないようにしましょう。
- ✓ 落屑に注意しましょう。
- ✓ 緊急車両等の通行に支障をきたすおそれがあるので路上駐車はやめましょう。
- ✓ 消火栓が雪で覆われてしまうと、火災発生時に消火活動の支障となります。除雪の際は移動した雪を消火栓が埋まらないようにするとともに、お近くの消火栓周辺の除雪にご協力をお願いします。



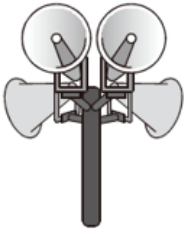
（平成 26 年 2 月の大雪）

第5章 情報収集と伝達

地震や風水害が発生した時に、的確な応急対応をとるためには、災害情報の的確かつ迅速な収集及び伝達が不可欠です。

1 情報収集

情報収集には次のような手段がありますので、普段から活用し、災害時に迅速に利用できるように心がけましょう。

情報収集媒体の区分	説明
テレビ ケーブルテレビのデータ放送	地上波、BS、CS、ケーブルテレビ、ワンセグ、データ放送など複数の放送を受信できるようにしましょう。 防災行政無線等による情報をケーブルテレビのデータ放送で表示（放送）します。
ラジオ 八王子FM (77.5MHz)	避難に備え携帯できるものを用意しましょう。 ラジオ放送局として平常時の放送に加え、災害時には、災害情報や各地域に根ざした詳細な情報などを発信します。インターネットを通じて、パソコン・スマートフォンでも聴くことが可能です。
防災行政無線  電話自動応答システム コスモキャスト Android 版 ダウンロードサイト  iOS 版 ダウンロードサイト 	災害時に様々な情報を市民の皆様へ伝達するために防災行政無線の屋外放送設備設置を令和5年3月末現在、421か所に設置されています。令和元年度までに従来のアナログからデジタル化を行い、明瞭な音声になりました。平常時には、毎日午後5時1分（10月から2月までは午後4時）に放送設備の点検を兼ねて「夕焼け小焼け」のメロディーを放送しています。また、年4回程度、国による全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達試験（Jアラート）も実施しています。 防災行政無線の放送内容を24時間後まで確認できる電話応答サービスを開始しています。放送が聞き取りづらかった時などにご利用ください。 電話番号 042-620-7397 （通信料は利用者のご負担になります。） スマートフォンアプリ「コスモキャスト」で防災行政無線による緊急放送の内容を確認できます。 ・避難指示等の発令 ・開設避難所の周知 ・地震に関する情報 ・国民保護に関する情報 ※マナーモードでも音が出ます。

情報収集媒体の区分	説明
防災情報メール 	パソコンや携帯電話に防災情報を配信します。平常時には概ねひと月に一回、防災情報や防災イベントのお知らせを、また、大地震が発生したときや風水害等により災害が発生する恐れがあるときなどは、随時、災害情報や気象情報などを配信します。メールの配信は、市のホームページから検索し申し込むことができます。https://www.city.hachioji.tokyo.jp/ また、携帯電話からは、仮登録用アドレス(t-icho@sg-p.jp)に空メールを送信し、返信される確認メールから登録できます。
緊急速報メール	地震等災害発生時に該当エリア（市区町村単位）内にいる携帯電話に、各携帯電話会社が一斉にメールで情報をお届けします。なお、携帯電話会社に申込みが必要な場合や一部の機種では対応していない場合があります。
東京都防災アプリ   Android iOS	東京都が提供する防災用のスマートフォンアプリです。「東京防災」「東京くらし防災」の内容を閲覧ができるほか、災害時には、登録した区市町村の気象情報、地震情報、避難情報などを配信します。また、安否確認情報の登録・確認機能やヘルプカードにより英語・中国語・韓国語で支援を求める際の会話集も掲載されています。
ホームページ 	市ホームページに防災情報を掲載します。 https://www.city.hachioji.tokyo.jp/ モバイル版市ホームページ https://www.city.hachioji.tokyo.jp/mobile/
SNS LINE (ライン)  Facebook (フェイスブック)  X (旧ツイッター) 	インターネット上で情報の投稿や閲覧をするサービスを利用し、防災情報メールに準じた防災情報を投稿します。

情報収集媒体の区分	説明
ヤフー天気・災害	避難所等の防災情報をインターネットのヤフーサービス上に掲載します。
キキクル (危険度分布) (気象庁ホームページ)	キキクル（危険度分布）は、気象庁ホームページで公開している大雨などによる災害発生の危険度の高まりを地図上で確認できるシステムです。 詳しくは、気象庁ホームページで確認してください。
土砂キキクル 	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報です。
浸水キキクル 	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）は、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報です。
洪水キキクル 	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）は、指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりを、地図上で概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報です。
キキクル 通知サービス	この通知サービスでは、登録した地域のいずれかの場所で、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現したとき等に通知します。
次のリンク先の5つの事業者が実施しています。 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/amepush.html	
備考	気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html 出典「気象庁ガイドブック 2024」

2 情報伝達

収集した情報を住民に対し迅速かつ的確に伝えることが必要です。自主防災組織として地域住民に対する情報伝達方法には、次のようなものがあります。

情報伝達方法と説明

伝達方法	説明
電話による伝達	地域の連絡網を構築し活用する
メールによる伝達	各世帯のメールアドレスに一斉送信する
LINE 等による伝達	各アプリに投稿する
巡回による伝達	車両等により地域を巡回する
直接訪問による伝達	地域を複数の地区に分け、区長等が直接、地区内を戸別訪問する
掲示板による伝達	地域の掲示板を活用し住民に周知する

コラム12

令和元年東日本台風

近年、気象状況の変化により豪雨災害が頻発しています。ゲリラ豪雨と呼ばれる大雨や従来と異なる動きをする台風、線状降水帯の影響により長く降り続く雨などにより被害が日本各地で発生しています。

令和元年10月12日（土）台風第19号は関東地方に上陸し、関東甲信越、東北地方に甚大な被害をもたらしました。その結果、東日本大震災を上回る過去最多の自治体で災害救助法が適用となるとともに、激甚災害及び特定非常災害の指定がなされ、気象庁の基準により「令和元年東日本台風」と命名されました。

八王子市では初となる大雨特別警報が発表され、日降水量としては1976年の統計開始以来、年間を通して第1位となる392.5mm、最大1時間降水量においては10月としては第1位となる47.0mmの記録的な大雨となりました。

これにより、山岳部だけではなく多摩ニュータウン地域など、市内の様々な箇所で、土砂災害や浸水害、河川の護岸崩落、堤防の決壊といった大きな被害が発生しましたが、市民の皆さまが的確に避難行動をとっていただいたことにより、幸いにも人的被害はありませんでした。



令和元年東日本台風
廿里町南浅川の護岸崩壊状況

市では、この災害を忘れることなく、これからの災害対策に活かしていくため、『「令和元年東日本台風」八王子の記録』を発行しました。この記録は市ホームページでご覧いただけます。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/emergency/bousai/m12873/006/p026341.html>



1 地区防災計画とは

地区防災計画とは、一定の地区にお住まいの方が行う自発的な防災活動等について策定する計画です。自分たちの地域の人命、財産を守るために主に共助について定めた計画のことを言います。

従来、防災計画としては、国レベルの「防災基本計画」、都道府県及び市町村の「地域防災計画」を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施していました。

しかし阪神・淡路大震災や東日本大震災を通じて、自助、共助及び公助が互いに連携することの重要性が認識されました。その教訓を踏まえた災害対策基本法が改正され、地域防災力の向上を目的とした、地域コミュニティによる自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

八王子市では「八王子市地区防災計画制度の運用に関する要綱」に基づき、八王子市内の一定の地区の居住者および事業者（地区居住者等）からの提案により地域防災計画に規定することができます。

令和7年3月現在、本要綱に基づき本市では、4件の地域防災計画が認定されています。

是非、地域の意向が反映された地区防災計画の作成を検討してみましょう。

地区防災計画の全体イメージ

防 災 基 本 計 画（国）

東京都地域防災計画（都）

八王子市地域防災計画（市）

〇〇地区防災計画（住民等）

2 「地区防災計画作成の手引き」の活用

八王子市では、地区防災計画を各地域コミュニティが作成するための指標として、「地区防災計画作成の手引き」を市ホームページで公開しています。

(<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/emergency/bousai/ml2873/001/p026715.html>)

「地区防災計画を策定したいけれど、どのように作ればよいかわからない」「地域の防災活動で、防災マニュアルを作成したので、地域防災計画へ規定してほしいが、手続きがよくわからない」といった団体向けに、地区防災計画を作成するまでの大まかな流れや地域防災計画への規定手続きについて記載しています。

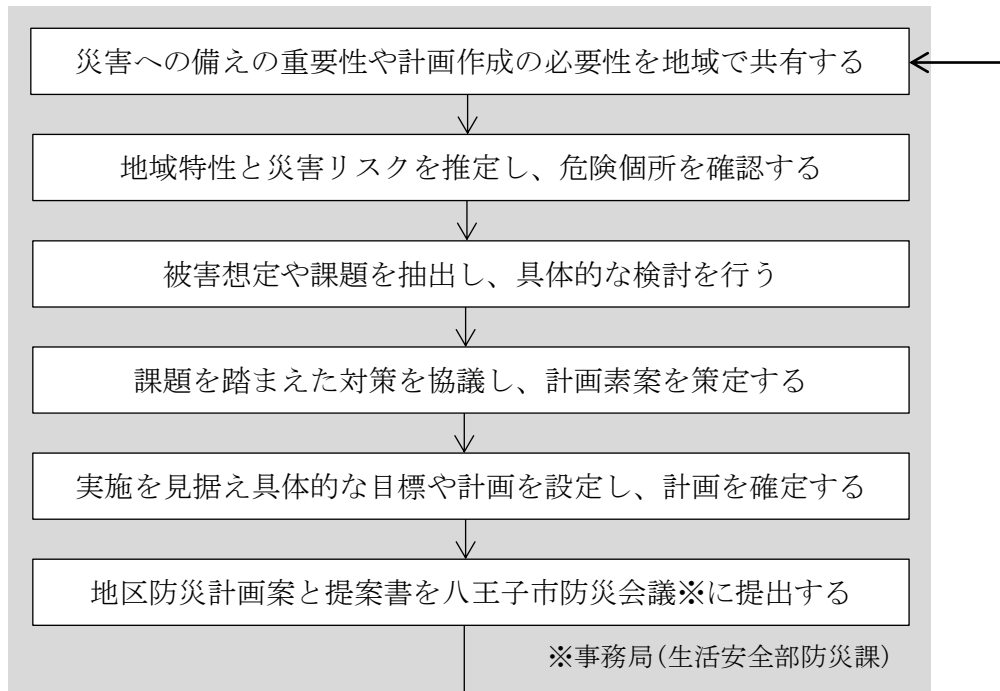


地区防災計画
作成の手引き

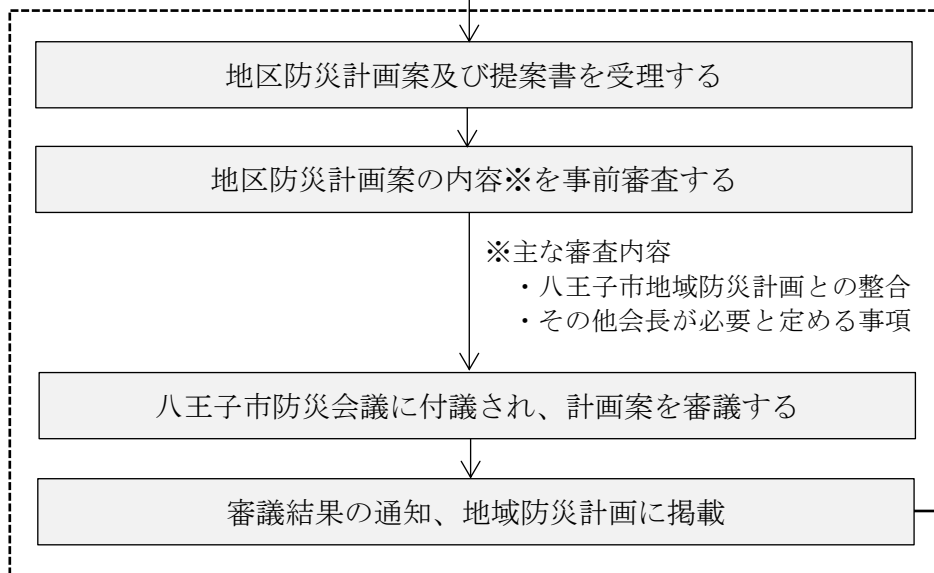
八王子市

地区防災計画作成までの主な流れ

(一定の地区にお住まいの方が取り組む項目)



(市が取り組む項目)



3 地区防災計画作成時のポイント

地区防災計画は、地域で暮らす皆さんの計画です。災害が発生したときのために地区防災計画の作成に取り組んでみましょう。地区防災計画の作成等について、不明な点がある場合は市（防災課）に相談してください。

(1) 計画の基本的考え方

ア ボトムアップ型の計画

- ・地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画です。
- ・地区居住者等の意向が強く反映されます。

イ 地区の特性に応じた計画

- ・自然と社会の特性や想定される災害に応じて多様な形態をとることができます。
- ・内容等は、地区の特性に応じて自由に決めることができます。

ウ 継続的に防災力を向上させる計画

- ・地区防災計画は、一度計画を作成したら完成というものではありません。計画を実行し、検証した後、改良を加えていくことで実情に合った計画に仕上がっていきます。計画をよりよい形に更新し、維持継続させることが地区防災計画では重要になります。

(2) 計画の構成

ア 計画に盛り込むべき内容

地区防災計画は、地域特性や想定される災害に応じて、地区それぞれに必要な事項を検討し計画する、ということが基本となります。以下に計画に盛り込む項目例を示しました。計画作成の話し合いを始める際の参考にしてみましょう。

イ 具体的作成事項（例）

計画の基本的な考え方

基本方針、目標設定など

(ア) 地域の特性

自然特性、社会特性、地域防災マップなど

(イ) 防災活動の内容

活動体制、平時の活動、発災時の活動など

(ウ) 実践の検証

防災訓練の実施と検証、計画の見直しなど

(3) 地域防災計画に規定する方法

地区防災計画を地域防災計画に規定するための大まかな流れは、次のとおりです。

- ① 作成した計画書とともに、八王子市防災会議事務局（防災課）へ地区防災計画提案書を提出（事前に防災課へご相談ください）
- ② 防災課による事前審査により、八王子市地域防災計画との整合、計画内容について審査
- ③ 八王子市防災会議にて、地域防災計画に定めることを審査
- ④ 八王子市地域防災計画に、地区防災計画として定められる。

第7章 市と自主防災組織

八王子市では、大規模災害時の防災力向上を目指し、自主防災組織の結成及び防災活動を支援しています。

自主防災組織の結成から活動開始までの流れ

1 結成相談	自主防災組織の結成を考えている団体の相談に乗ります。
2 結成届	結成届に規約、組織図、役員名簿を添付して提出をお願いします。
3 資器材助成	結成時及び隔年で資器材の助成を行っています。各団体の世帯数に応じたポイント数により資器材を選択し申請してください。
4 活動報告・活動計画	前年度の活動実績の報告と本年度の活動計画を報告してください。活動実績の内容により資器材助成の可否を判断します。
5 防災訓練実施計画	防災訓練を実施する際には、事前に防災訓練実施計画書を提出してください。この計画書を提出していれば、訓練中に起きた事故の補償制度が適用される場合があります。起震車体験、給食訓練、スタンドパイプの借出を希望する際には市（防災課）に相談してください。
6 研修	地域の防災リーダーの育成を目的とした防災指導員育成研修会を実施しています。

コラム13

防災訓練実施時の手続方法

- ① 防災訓練の計画を立てる。計画を作成したら消防署、市役所に訓練に必要な資器材や指導の協力を依頼する。
例) 初期消火訓練、通報訓練、応急救護訓練(AED 取扱い・包帯法訓練)、防災講演・座談会、スタントパイプ放水訓練、起震車、給食訓練、避難所運営訓練、図上訓練など
- ② 「防火防災訓練・防災教育等実施計画書」を提出する。
訓練計画書を提出する際は、希望種目に応じて、消防署又は市役所と訓練に関する打ち合わせを行う。
- ③ 訓練に必要な資器材等を準備する。
給食訓練等の備蓄食糧の受け渡し、訓練会場や資器材等の事前に必要な準備を行う。
- ④ 防災訓練を実施する。訓練終了後、訓練内容について検討会を行い、良かった点、問題点等を洗い出し評価する。

第8章 八王子市自主防災団体連絡協議会

八王子市自主防災団体連絡協議会は、昭和58年11月に結成された組織で、市内の自主防災組織で構成されています。地域の自主防災組織の活動をより広域的なものとするとともに、各組織間の相互協力による防災活動を行い、より実践的な活動能力・体制をつくることにより、災害に強いまちをつくっていくために結成されました。

防災対応力を向上するために必要な防災に関する情報を効率的に入手することができるほか、同じ課題を抱える他の自主防災組織の方々と情報交換ができる場にもなります。また、市の防災課が事務局となっていますので、自主防災組織に対する市の支援や市が実施する各研修等の情報を得やすい等、自主防災組織を運営する上でお役に立てる協議会となっています。



八王子市自主防災団体
連絡協議会の章

八王子市自主防災団体連絡協議会の概要

結成年月	昭和58年11月
加入団体数	439組織（令和7年3月末時点）
分担金	1 組織内世帯数101世帯以上 年間5,000円 2 組織内世帯数100世帯以下 年間3,000円 （結成初年度は納入が免除されます。）
活動内容	1 リーダー養成研修等の講演会、救命講習会の実施 2 防災関連施設の視察研修の実施 3 市外研修の実施 （防災館等で地震体験等、防災活動が活発な都市の視察等） 4 八王子市主催の総合防災訓練や防災講演会等への参加 5 自防連だよりの発行
よくある質問	八王子市自主防災団体連絡協議会と八王子防火防災協会は同じ組織ですか。 《答え》 異なる組織です。八王子市自主防災団体連絡協議会は、市内の各自主防災組織の実践的な活動能力の向上と相互協力を目的とした組織で、事務局を市（防災課）が務めています。一方、八王子防火防災協会は、八王子消防署と連携し、地域の防火防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることを目的とした組織です。

八王子市自主防災団体連絡協議会の主な活動状況

令和6年度の実施事業から、八王子市自主防災団体連絡協議会の主な活動状況を紹介します。

(1) 特別救命講習会

令和6年12月と令和7年1月にそれぞれ実施しました。午前は救命講習、午後は八王子消防署の指導による実践的な救命処置対応訓練を実施し、災害時等における応急処置に対応できる訓練を行いました。



(午前の部 救命講習会の様子)

(2) 防災館研修(本所防災館)

令和6年8月に本所防災館で研修を実施しました。本所防災館でしか体験することができない都市型水害体験、暴風雨体験をすることにより、風水害時の知識・経験を積むことができました。

なお、研修先は年度により異なります。



(水圧ドア開放体験と暴風雨体験の様子)

(3) 視察研修(自衛隊 朝霞駐屯地)

令和7年1月に陸上自衛隊総司令部がある朝霞駐屯地を訪問し、陸上自衛隊の災害対策の訓練・装備等の視察をしました。陸上自衛隊の活動等を知ることによって、災害時に応用できる知識を学習し、自衛隊の支援内容について理解を深めました。

なお、研修先は年度により異なります。

(館内見学の様子)



(部隊説明講話の様子)

(4) 八王子市自主防災団体連絡協議会季刊誌「自防連だより」

事業の実施結果のほか、市内の自主防災組織等の先進的な防災活動の紹介、市役所や消防署からのお知らせ、防災コラムなどたくさんの方が防災に関心をもって頂ける内容で防災情報を発信しています。



資料

資料１ 市内自主防災組織一覧

市内自主防災組織一覧（町名五十音順）

町 名	団体番号	組 織 名
暁町	14	暁東町会自主防災隊
暁町	190	八王子サンランド自主防災会
暁町	228	ひよどり山自主防災会
暁町	284	センチュリー八王子ひよどり山マンション管理組合防災会
暁町	445	マイキャッスル八王子暁町ガーデンヒルズ防災会
東町	219	東町自主防災隊
石川町	199	北八王子町会防災会
石川町	280	石川町会防災会
石川町	336	都営石川団地自治会自主防災部
泉町	69	泉町町会防災会
泉町	212	《休会》泉町住宅自治会防災会
泉町	453	北泉団地親和会防災会
犬目町	173	犬目町会自主防災会
犬目町	403	笹の原住宅自治会防災会
上野町	2	上野町一丁目町会防災会
上野町	91	上野町三丁目町会防災部
上野町	272	上野町二丁目防災会
打越町	37	旭ヶ丘自治会自主防災隊
打越町	187	打越町会自主防災隊
打越町	467	京王北野マンション自主防災会
宇津木町	195	宇津木インターヒル自治会防災会
宇津木町	233	宇津木町会自主防災会
宇津貫町	278	宇津貫兵衛町会防災会
梅坪町	330	梅坪町会自主防災会
裏高尾町	179	小仏町会防災会
裏高尾町	183	荒井町会防災隊
裏高尾町	305	駒木野町会自主防災組織
裏高尾町	377	摺指町会自主防災会
追分町	423	追分町会防災会
追分町	424	朝日八王子マンション自主防災本部
大塚	135	大塚団地自治会防災会
大塚	211	多摩陽光台防災委員会
大塚	231	下田自治会防災会
大塚	263	大塚連合自治会防災会
大塚	287	由木ヶ丘自治会自主防災組織
大船町	101	大船町会防災会
大谷町	95	大谷大和田四町会防災会
大谷町	285	大谷町町会防災会

資料 1 市内自主防災組織一覧

市内自主防災組織一覧（町名五十音順）

町 名	団体番号	組 織 名
大谷町	366	大谷町さつき野台防災会
大谷町	388	南大谷団地自治会自主防災部
大横町	47	大横町自主防災隊
大和田町	3	上大和田町会防災部
大和田町	94	大和田一丁目町会自主防災隊
大和田町	107	大和田中央町会防災会
大和田町	131	大和田台団地自治会自主防災会
大和田町	157	藤和シティホームズ八王子大和田町自主防災会
大和田町	167	大和田町四丁目親和会自主防災隊
大和田町	174	南原台団地自治会自主防災会
大和田町	184	大和田町会自主防災会
大和田町	223	アクアヴィータ自主防災隊
大和田町	286	都営大和田団地防災自衛会
大和田町	356	大和田台団地 3 号棟会
大和田町	397	アクシア八王子ピュアマークス自主防災会
大和田町	417	ル・アール八王子自主防災会
大和田町	440	日神パレスステージ八王子ビュー・ウインズ自主防災会
大和田町	455	サンクレイドル八王子ウィル・フェール自主防災会
小門町	4	小門町自主防災隊
尾崎町	339	尾崎町会防災会
小津町	324	小津町防災会
鹿島	102	多摩ニュータウングリーンコープ鹿島自主防災隊
鹿島	191	鹿島 1 8 自治会防災会
鹿島	216	鹿島住宅自主防災会
鹿島	321	グレイスフォレシア多摩センター自主防災会
鹿島	362	鹿島団地防災会
鹿島	386	鹿島自治会防災会
鹿島	408	ライオンズ多摩センター翠彩の杜管理組合防災会
加住町	292	加住町会防災会
片倉町	112	片倉台自治会自主防災隊
片倉町	172	片倉丘の上防災会
片倉町	204	片倉町一丁目町会防災隊
片倉町	375	エスカイア八王子片倉自主防災会
片倉町	428	片倉町会防災組織
叶谷町	70	叶谷町会防災隊
上壱分方町	36	諏訪団地自主防災隊
上壱分方町	73	大柳町会自主防災会
上壱分方町	87	上壱神戸町会自主防災隊

資料 1 市内自主防災組織一覧

市内自主防災組織一覧（町名五十音順）

町 名	団体番号	組 織 名
上恩方町	308	上恩方西部自主防災会
上恩方町	441	上恩方町中郷地区自主防災会
上川町	124	上川町中部町会自主防災隊
上川町	256	上川町東部町会自主防災隊
上川町	365	上川町西部町会自主防災隊
上柚木	121	南大沢学園三番街自主防災会
上柚木	130	多摩ニュータウン南大沢学園一番街自主防災隊
上柚木	148	南大沢学園五番街自主防災隊
上柚木	153	南大沢学園六番街自主防災隊
上柚木	161	シャリエ南大沢自主防災会
上柚木	323	上柚木第二団地自治会自主防災会
上柚木	328	上柚木町会防災会
川口町	139	川口町東部町会自主防災隊
川口町	141	川口町中部町会自主防災隊
川口町	160	唐松町会防災隊
川口町	214	川口町西部町会防災会
川口町	371	川口南町会防災会
川町	42	グリーンタウン高尾自治会自主防災隊
川町	61	グリーンタウン高尾団地管理組合法人防災会
川町	268	川町自主防災会
北野台	86	北野台自治会自主防災会
北野台	134	北野台五丁目自治会防災隊
北野台	374	サンクレイドル八王子北野台防災会
北野町	38	北野町町会自主防災隊
北野町	444	ネオコーポ八王子自主防災組織
絹ヶ丘	81	高嶺団地自治会自主防災部会
絹ヶ丘	84	絹ヶ丘町会防災隊
絹ヶ丘	113	絹ヶ丘一丁目自主防災隊
絹ヶ丘	229	野猿峠防災会
絹ヶ丘	316	フレッシュタウン北野台管理組合防災組織
絹ヶ丘	387	高嶺町会自主防災会
清川町	225	清川町自治会自主防災会
梶田町	16	大巻町会防災部
梶田町	18	梶田町一丁目町会防災会
梶田町	50	めじろ台ハイム自主防災隊
梶田町	62	秀和めじろ台レジデンス防災隊
梶田町	333	東建狭間マンション自主防災組織
梶田町	421	レーベンスクエアリマインドヒルズ自主防災組織

資料 1 市内自主防災組織一覧

市内自主防災組織一覧（町名五十音順）

町 名	団体番号	組 織 名
久保山町	150	久保山町会防災会
久保山町	220	宇津木台中央自治会防災会
久保山町	301	グリーンヴィレッジ宇津木台防災会
久保山町	320	宇津木台東団地管理組合防災会
久保山町	357	宇津木台東自治会自主防災会
久保山町	392	八王子パークヒル宇津木台団地管理組合防災会
久保山町	463	パークヒル宇津木台第二団地自主防災組織
越野	314	越野自治会自主防災会
越野	425	越野ヒルコロ自主防災会
越野	451	越野フォレストガーデン自治会防災会
小比企町	19	小比企団地自主防災隊
小比企町	140	小比企町二丁目町会自主防災部会
小比企町	186	エステート八王子管理組合防災会
小比企町	221	高見団地自治会防災会
小比企町	269	小比企町一丁目町会防災会
小比企町	334	小比企町三丁目町会防災会
小宮町	247	小宮町会自主防災会
子安町	13	子安町東四丁目町会自主防災会
子安町	22	子安町西四丁目町会自主防災会
子安町	29	子安町3丁目町会自主防災会
子安町	115	子安町二丁目町会自主防災会
子安町	155	子安町一丁目町会自主防災会
子安町	341	風樹の丘町会防災防犯会
子安町	381	サザンスカイタワーレジデンス住宅管理組合自主防災会
子安町	402	八王子パーク・ファミリア
左入町	99	左入町会防災会
左入町	147	馬場谷戸町会防災会
散田町	32	散田東町々会防災会
散田町	162	西八王子ハイツ防災会
散田町	163	中散田町会自主防災会
散田町	185	東雲町会自主防災隊
散田町	302	朝日ヶ丘自治会自主防災会
散田町	382	散田本町町会自主防災会
散田町	418	散田町第一町会防災会
下恩方町	77	あかね台町会自主防災隊
下恩方町	82	上宿町会防災隊
下恩方町	83	元木町会防災隊
下恩方町	85	川原宿町会自主防災隊

資料 1 市内自主防災組織一覧

市内自主防災組織一覧（町名五十音順）

町 名	団体番号	組 織 名
下恩方町	88	上下原町会防災隊
下恩方町	329	大空自治会防災部
下恩方町	343	松竹町会防災会
下恩方町	348	大沢町会防災会
下柚木	96	萌樹の丘自主防災会
下柚木	137	下柚木団地防災隊
下柚木	230	下柚木町会防災会
下柚木	253	由木中央自治会自主防災部
下柚木	378	由木めぐみ野自主防災会
下柚木	422	瑞樹の丘自主防災会
城山手	127	城山手自治会防災会
新町	65	新町自主防災会
諏訪町	242	諏訪連合町会自主防災会
諏訪町	311	グレンモアスワ自治会防災会
千人町	11	千人 1 自主防災会
千人町	90	千人町三・四丁目防災委員会
千人町	110	千人町二丁目町会防災隊
台町	5	台町二丁目町会防災会
台町	23	台町四丁目自主防災会
台町	26	台町一丁目町会防災会
台町	168	台町三丁目町会防災会
台町	344	ローズハイツ八王子自主防災会
台町	393	コープ西八王子防災会
大楽寺町	74	大楽寺神戸町会防災会
大楽寺町	109	千本木自主防災会
大楽寺町	238	関口町会自主防災会
平町	304	平町自主防災会
高尾町	166	高尾町中宿町会防災会
高尾町	169	落合生活安全部
高尾町	170	高尾町上宿町会自主防災会
高尾町	281	高尾下宿町会自主防災隊
高尾町	303	高尾町五丁目防災会
高倉町	54	豊田パールハイツ防災会
高倉町	249	高倉町町会自主防災会
高倉町	322	松風会防災会
高倉町	405	都営高倉自治会防災会
高月町	352	八王子市滝町会防災会
高月町	369	高月町会防災会

資料 1 市内自主防災組織一覧

市内自主防災組織一覧（町名五十音順）

町 名	団体番号	組 織 名
滝山町	196	滝山一丁目町会自主防災会
滝山町	200	滝山町二丁目町会防災隊
館町	28	館町団地自主防災隊
館町	149	ゆりのき台自治会自主防災隊
館町	159	館町町会自主防災会
館町	240	上館町会自主防災会
館町	363	館ヶ丘自治会防災・防犯部
丹木町	213	丹木町会防災隊
寺田町	76	寺田町会防災会
寺田町	156	パークヒルズめじろ台団地自主防災会
寺田町	261	グリーンヒル寺田第2住宅管理組合防災隊
寺田町	279	グリーンヒル寺田第5住宅管理組合自主防災会
寺田町	296	グリーンヒル寺田第3住宅管理組合町会自主防災会
寺田町	307	グリーンヒル寺田第四住宅管理組合防災会
寺田町	317	グリーンヒル寺田第一住宅管理組合自主防災組織
寺田町	326	グリーンヒル寺田自主防災会
寺田町	361	寺田東町自主防災会
寺町	273	寺町一丁目防災隊
寺町	373	寺町2丁目防災会
天神町	158	天神町自主防災会
廿里町	205	廿里町会自主防災会
戸吹町	20	戸吹町自主防災会
中町	411	中町々会自主防災部
長沼町	52	N E C 平山団地自治会自主防災会
長沼町	53	長沼都営自治会防災会
長沼町	207	長沼町会防災会
長沼町	318	日生平山団地八王子地区自治会防災会
長沼町	358	長沼町東町会自主防災隊
長沼町	454	日邸防災会
中野上町	27	東四町会自主防災会
中野上町	41	西一防災会
中野上町	48	中野上町西二町会自主防災隊
中野上町	266	元横上町自主防災会
中野山王	6	中野町東三町会自主防災会
中野山王	17	東二防災隊
中野山王	35	八王子都営中野アパート自治会自主防災会
中野山王	243	中野団地自主防災会
中野町	100	中野西三町会防災部

資料 1 市内自主防災組織一覧

市内自主防災組織一覧（町名五十音順）

町 名	団体番号	組 織 名
中野町	151	中野町甲和会自主防災部
長房町	33	長房町会自主防災隊
長房町	34	長房台自治会防災会
長房町	45	長房自治会自主防災隊
長房町	58	長房新栄町会自主防災会
長房町	72	陵東自治会防災会
長房町	144	船田町会自主防災会
長房町	178	長房中耐自治会自主防災会
長房町	215	さくら台自治会防災会
長房町	226	長房西団地防災会
長房町	241	長房南アパート防災部
長房町	251	オールメゾン八王子自主防災隊
長房町	291	都営長房西 A P 連合防災会
長房町	379	長房町水崎町会防災会
長房町	436	長房町中郷町会自主防災会
長房町	462	長房東アパート防災会
中山	218	中山町会自主防災会
七国	351	七国六丁目町会防災会
七国	359	エクシオ八王子みなみ野レジデンス管理組合防災会
七国	376	七国 4 丁目自主防災会
七国	390	七国一・二丁目町会自主防災会
七国	395	七国 5 丁目町会自主防災会
七国	435	シフォンの丘防災会
並木町	206	ファミリー八王子並木町管理組合
並木町	277	並木町一丁目町会防災会
並木町	312	ゼファーアートフィールドズ団地管理組合防災会
並木町	342	並木町二丁目町会防災団
並木町	437	グランフラッツ並木町管理組合防災会
檜原町	265	檜原東部町会自主防災隊
檜原町	300	唐松住宅自主防災会
檜原町	335	檜原西部町会防災隊
南陽台	145	南陽台自治会防災隊
西浅川町	271	西浅川町防災隊
西片倉	338	西片倉町会防災隊
西寺方町	39	宝生寺団地自主防災隊
西寺方町	67	上小田野町会自主防災部
西寺方町	78	三井緑苑自治会防災会
西寺方町	79	下小田野町会自主防災隊

資料 1 市内自主防災組織一覧

市内自主防災組織一覧（町名五十音順）

町 名	団体番号	組 織 名
西寺方町	80	中小田野町会防災隊
西寺方町	93	大幡町会防災会
西寺方町	120	紙谷町会防災会
式分方町	25	式分方二丁目町会自主防災隊
式分方町	198	式分方町一丁目町会自主防災隊
狭間町	63	高尾紅葉台自治会防災会
狭間町	97	八王子狭間住宅自主防災隊
狭間町	114	狭間町防災部
狭間町	164	タウンズ八王子団地管理組合法人防災会
狭間町	254	高尾芙蓉ハイツ防災会
狭間町	413	めじろ台コーポラス防災会
八幡町	237	八幡町1・2丁目町会自主防災隊
八幡町	270	八幡上町自主防災会
初沢町	176	初沢町第二町内会防災隊
初沢町	203	三和団地自治会防災団
初沢町	267	初沢町第一町内会自主防災隊
初沢町	288	高尾パークハイツA棟自衛消防隊
初沢町	420	高尾パークハイツB棟管理組合住宅部自主防災会
初沢町	465	京王高尾マンション管理組合防災会
東浅川町	55	八王子サニーハイツ防災会
東浅川町	250	原町内会自主防災隊
東浅川町	260	新地町会自主防災隊
東浅川町	276	三田町会自主防災会
東浅川町	319	原宿町会自主防災会
東浅川町	409	マイキャッスル東浅川防災会
東浅川町	416	八王子スカイハイツ防災会
東浅川町	439	プレミスト高尾サクラシティ自主防災隊
東浅川町	466	セキユレアガーデン高尾サクラシティ防災隊
東中野	448	東中野井戸ノ上地区自主防災会
東中野	449	東中野天野地区自主防災会
東中野	450	東中野谷津入地区自主防災会
兵衛	350	兵衛一丁目町会防災会
日吉町	315	日吉町一丁目町会自主防災隊
日吉町	414	日吉町二丁目町会防災会
平岡町	15	平岡町自主防災隊
富士見町	125	富士見町自治会防災会
別所	89	別所団地二丁目自治会防災隊
別所	105	長池団地防災会

資料 1 市内自主防災組織一覧

市内自主防災組織一覧（町名五十音順）

町 名	団体番号	組 織 名
別所	108	ノナ由木坂防災会
別所	111	蓮生寺公園通り一番街自主防災会
別所	116	エミネンス長池団地自主自衛防災消防隊
別所	117	コープタウン見附橋防災会
別所	129	蓮生寺公園通り三番街自主防災会
別所	133	長池公園せせらぎ通り北団地自治会自主防災隊
別所	138	エミネンス長池南団地防災会
別所	146	レーベンスガルテン長池Ⅰ防災会
別所	175	ライオンズヴィラッジオ5000自主防災会
別所	194	エヌ・シティ東自治会
別所	222	長池第2団地防災会
別所	224	ヴェルデ秋葉台自主防災隊
別所	282	エストラーセ長池団地自主防災会
別所	294	ローレルスクエア南大沢団地防災会
別所	309	エヌ・シティ西町会防災会
別所	349	別所町会防災会
別所	383	クレヴィア京王堀之内パークナードⅠ防災会
別所	398	ライオンズ南大沢ヒルズ自主防災隊
別所	399	レーベンスガルテン長池Ⅱ防災会
別所	415	別所2ー38自治会防災部
別所	426	多摩ニュータウン別所1丁目第二団地自治会自主防災会
別所	427	南大沢パークヒルズ 消防・防災会
別所	461	PVせせらぎの丘管理組合自主防災会
堀之内	192	堀之内町会防災会
堀之内	442	多摩ニュータウン東山防災会
堀之内	460	東京デコルテ自治会防災会
本郷町	283	本郷町自主防災隊
本町	235	本町三丁目町会防災部
本町	400	本町2丁目町会防災会
松が谷	60	パークサイド松が谷防災会
松が谷	106	コープタウン松が谷団地防災会
松が谷	202	公社松が谷団地自治会自主防災会
松が谷	252	グリーンコープ松が谷自主防災会
松が谷	293	松が谷6番地住宅管理組合防災会
松が谷	332	レクセル多摩センターマークレジデンス防災会
松が谷	391	松が谷5番地自治会 生活安全部
松が谷	394	松が谷第二住宅自治会
松が谷	429	AZ松が谷管理組合

資料１ 市内自主防災組織一覧

市内自主防災組織一覧（町名五十音順）

町 名	団体番号	組 織 名
松が谷	430	松が谷１８番地自治会
松が谷	433	松が谷ハイツ管理組合防災会
松木	104	ホームタウン松木団地自主防災会
松木	239	松木町会防災会
松木	264	フェアヒルズ南大沢自衛消防組織
丸山町	299	丸山町防災隊
三崎町	274	三崎町会防災会
三崎町	380	サンクレイドル八王子三崎町防災会
みつい台	201	みつい台自治会自主防災会
緑町	８	緑町東町会防災隊
緑町	325	緑町西町会防災会
緑町	353	コーシャハイム八王子緑町自治会防災会
緑町	432	緑町南町会自主防災隊
南浅川町	372	南浅川町会防災会
南大沢	51	グリーンメゾン南大沢３－１３自主防災隊
南大沢	56	グリーンメゾン南大沢３－１４自主防災隊
南大沢	59	四季の丘自治会自主防災隊
南大沢	71	グリーンコープ南大沢自主防災隊
南大沢	92	南大沢５－１防災会
南大沢	118	南大沢５－１７団地自主防災隊
南大沢	119	ベルコリーヌ南大沢５－１１団地防災隊
南大沢	126	ベルコリーヌ南大沢５－６団地自主防災会
南大沢	132	南大沢５－２２防災隊
南大沢	142	ベルコリーヌ南大沢５－９団地自主防災会
南大沢	180	南大沢３－１５防犯防災部会
南大沢	234	パークサイド南大沢自衛消防隊
南大沢	245	グランリーブス自治会
南大沢	262	グリーンライフ南大沢団地自主防災隊
南大沢	346	ベルコリーヌ南大沢５－７・１３団地管理組合自主防災会
南大沢	347	南大沢レジデンス自主防災会
南大沢	364	ホームタウン南大沢－４（中層・低層）団地管理組合防災会
南大沢	367	南大沢町会自主防衛
南大沢	406	クレヴィア京王堀之内パークナードⅡ自主防災会
南大沢	410	５－１６会
南大沢	419	ライネスハイム南大沢アイシア自主防災会
南大沢	438	コーシャハイム南大沢５丁目自主防災会
南大沢	443	ベルコリーヌ南大沢５－３集いの丘防災会
南大沢	452	南大沢四丁目１５番地自主防災会

資料 1 市内自主防災組織一覧

市内自主防災組織一覧（町名五十音順）

町 名	団体番号	組 織 名
南新町	360	南新町々会防災会
南町	103	ライオンズマンション八王子南町管理組合防災会
南町	384	南町町会自主防災会
南町	447	サンクレイドル八王子南町自主防災会
みなみ野	152	みなみ野エグザガーデン自治会自主防災会
みなみ野	181	みなみ野五丁目町会防災隊
みなみ野	295	グレースヒルズ八王子みなみ野シティ管理組合
みなみ野	337	みなみ野 6 丁目会自主防災隊
みなみ野	345	みなみ野二丁目自主防災会
みなみ野	407	みなみ野四丁目自主防災会
みなみ野	412	グレースパーク八王子みなみ野自治防災会
みなみ野	431	みなみ野三丁目自主防災会
宮下町	197	宮下町会自主防災会
美山町	327	美山町会自主防災隊
明神町	21	明神町四丁目町会防災会
明神町	30	明神町二丁目町会自主防災隊
明神町	31	シャンボール京王八王子管理組合自主防災隊
明神町	44	秀和第 1 八王子レジデンス管理組合
明神町	49	秀和第 2 八王子レジデンス管理組合
明神町	188	明神町三丁目町会防災会
明神町	208	ストーク八王子自主防災隊
明神町	227	明神町一丁目町会防災会
明神町	404	イニシア八王子明神町自主防災組織
めじろ台	236	めじろ台一丁目町会自主防災隊
めじろ台	255	めじろ台三丁目町会自主防災隊
めじろ台	257	めじろ台二丁目町会自主防災隊
めじろ台	289	めじろ台四丁目町会自主防災隊
めじろ台	297	めじろ台三田自治会自主防災会
めじろ台	313	センチュリーめじろ台Ⅱ防災会
元八王子町	46	霞が丘自主防災会
元八王子町	122	高尾台自治会防災会
元八王子町	136	元八王子町二丁目町会防災会
元八王子町	182	元八王子町三丁目町会自主防災隊
元八王子町	248	コンセール八王子自主防災会
元八王子町	258	元八王子町一丁目町会防災会
元八王子町	331	松子舞自治会防災隊
元八王子町	396	ホームスタウン八王子防災隊
元本郷町	1	元本郷町三丁目生栄会自主防災会

資料 1 市内自主防災組織一覧

市内自主防災組織一覧（町名五十音順）

町 名	団体番号	組 織 名
元本郷町	75	元本郷町会自主防災会
元本郷町	123	元本郷町一丁目町会防災隊
元本郷町	128	元本郷なごみ会自主防災会
元本郷町	401	西八親和会自主防災会
元本郷町	457	元本郷町栄和会自主防災会
元横山町	7	元一防災会
元横山町	9	元横山町第四町会防災会
元横山町	12	元横山町中部自治会自主防災隊
元横山町	154	元横山町第二町会自主防災会
元横山町	193	元横山町第五自治会防災会
八木町	459	八木町町会防災会
谷野町	290	谷野町会自主防災会
山田町	217	山田桜台自治会防災会
山田町	298	山田町防災会
鑓水	232	パークフィーネ南大沢自衛消防隊
鑓水	244	鑓水町会防災会
鑓水	246	リンクソシエ南大沢管理組合
鑓水	259	グランスweet南大沢自主防災会
鑓水	306	鑓水第二団地防災会
鑓水	310	プレセダンヒルズ南大沢防災会
鑓水	434	ベルテラッセ南大沢防災会
鑓水	464	CANVAS南大沢防災会
八日町	368	上八日町町会防災会
八日町	456	ミオカステーロ八王子Ⅱ 防災会
八日町	458	八日町一、二丁目町会防災会
横川町	43	横川町三丁目町会防災会
横川町	57	横川町二丁目町会防災会
横川町	66	横川町四丁目町会防災隊
横川町	68	横川町住宅自治会防災会
横川町	171	横川町 5 丁目町会自主防災会
横川町	189	つつじヶ丘自治会防災隊
横川町	209	さつき野防災会
横川町	340	横川町一丁目町会自主防災会
横川町	355	緑ヶ丘町会自主防災会
横山町	275	横三町会自主防災会
横山町	385	横山町一丁目町会自主防災会
横山町	389	横山町二丁目町会自主防災会
四谷町	177	四谷町会防災会

資料 1 市内自主防災組織一覧

市内自主防災組織一覧（町名五十音順）

町 名	団体番号	組 織 名
万町	10	万町二丁目防災会
万町	24	万町一丁目町会自主防災隊

※令和 7 年（2025 年）3 月現在

資料 2－1 規約

〇〇町会防災会 規約

この資料は、町会単位で作成する際の例示です。
各自主防災組織で、組織構成等が異なりますので、
実状に応じて作成をお願いします。

（名称）

第1条 この会は、〇〇町会防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務局の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇会館（〇〇町1234）に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の自助・共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1） 防災に関する知識の普及に関すること。
- （2） 地震等に対する災害予防に関すること。
- （3） 地震等の発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- （4） 防災訓練の実施に関すること。
- （5） 防災資器材等の備蓄に関すること。
- （6） その他本会の目的を達成するために必要な事項

（構成）

第5条 本会は、〇〇町会にある世帯をもって構成する。

（会員の責務）

第6条 会員は、本会の事業目的を達成するため、本会の諸活動に積極的に参加するとともに、役員の指揮及び指導に従って行動するものとする。

資料 2－1 規約

(役員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 ● 名
- (3) 幹事 ● 名
- (4) 監査役 ● 名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、●年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員 の 責務)

第 8 条 会長は、本会を代表し会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営に当たる。

4 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第 9 条 本会に総会及び役員会を置く。

(総会)

第 10 条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年●回は開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他総会が特に必要と認めた事項

資料２－１ 規約

５ 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

（役員会）

第１１条 役員会は、会長、副会長、幹事及び監査役をもって構成する。

２ 役員会は次の事項を審議し、実施する。

（１） 総会に提出すべき事項

（２） 総会により委任された事項

（３） その他役員会が必要と認めた事項

（防災計画）

第１２条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

２ 防災計画は、次の事項について定める。

（１） 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

（２） 防災知識の普及に関すること。

（３） 防災訓練の実施に関すること。

（４） 地震等の発生時における情報の収集及び伝達、出火防止、初期消火、救出救護並びに避難誘導に関すること。

（５） その他必要な事項

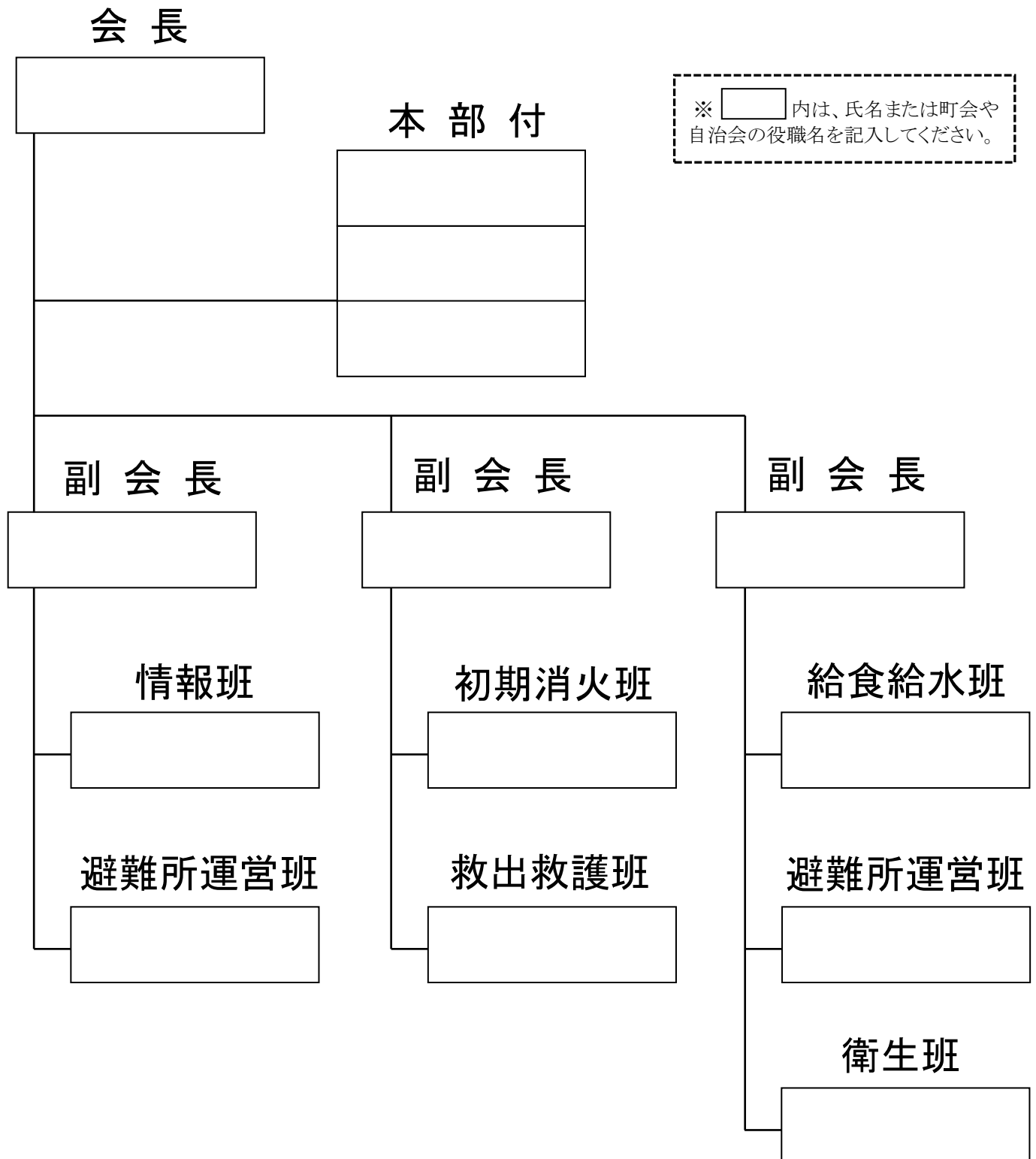
（経費）

第１３条 本会の運営に要する経費は、町会費、その他の収入をもってこれに充てる。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から実施する。

町会防災会組織図



)

※ 名簿は、各班長以上の方について記入してください。

資料 3 - 1 八王子市の災害記録

1 風水害、台風及び大雪

年 代	災 害 区 分	被 害
慶長10. 8. 10	洪 水	
慶長11. 5. 5	大 風 雨	
貞享 2. 秋	洪 水	多摩川大增水、作目村流失、上恩方村赤淵、笹原山崩起り、川筋をせき止めたために洪水起る。黒沼田人数 5 人、馬 1 頭流失。駒木野、佐戸、小高井家42軒、人数35人、馬 7 頭流失、死亡
宝永 2. 6. 27	大和田川出水	大和田川（浅川）出水のため、甲州街道の交通止まる。
享保年間	山 崩	上恩方村山崩にて良泉寺倒壊（黒沼田）
寛保 2. 8. 1	暴 風 雨	家 3 軒流失、人 4 人、馬 1 頭惨死
宝暦 7. 夏	洪 水	
宝暦11. 11. 15	大 風	
安永 9. 8. 1	大 風	
文化12. 4. 13	大 水	
文化13. 8. 4	暴 風 雨	被害極楽寺、大善寺、小祠、門破損、大木倒壊およそ180余株、家屋損傷（居宅）千人町 2、八木宿 2、小門宿 2、島之防宿 3、本宿 1、横山宿20、本郷村 5、市外散田村 3、新地 2、巾野村 8、横川村13、北野村 7、元八王子村27、（僧院）犬目村 3、川口村23、向谷 7、諏訪宿 6、下長房 3、高尾山の神祠蘆毀壊10有、巨木倒伏多数
文政 4. 8. 19	暴 風 雨	被害家屋10有戸、千人町にて家屋倒壊圧死者あり。
文政 5. 5. 12	大 雨	浅川出水、田地水没 1 町余、多摩川大荒田地水没 1 町余
文政 5. 8. 17	大 暴 風 雨	
安政 6. 7. 24	大 風 雨	7 月24日より大風雨26日まで続く、ところどころに出水、山崩にて人家潰れ、人馬ともに被害多し、上長房両界橋落ちる。
万延 1. 5. 12	大 風 雨	
万延 1. 7. 24	大 風 雨	
慶応 2. 8. 7	大 風 雨	近在村々被害多し。
明治 4. 9. 18	大 風	ところどころに被害多し、一同難渋する。
明治24. 9	大 雨	川口村三光院倒壊
明治43.	洪 水	下恩方 1 戸、佐戸 2 戸、案下 1 戸（上恩方）流失（以上真上隆俊氏調査）
昭和12. 7. 16	豪 雨	恩方村第二小学校舎豪雨のため裏山崩壊、二階建校舎115坪倒壊
昭和14.	大 風 雨	台風による被害大、紙谷の耕地流失
昭和22. 9. 15	台 風	人的被害 横山、恩方地区行方不明者 2 家屋被害 元八王子地区倒壊 1、半壊 2、恩方、川口地区流失 2 橋りょう被害 都道高留橋橋台破壊
昭和41. 6. 28	台 風	人的被害 なし 家屋被害 由木、由井地区全壊 2、本庁・浅川・由木・元八王子・由井地区半壊13、本庁・由木・恩方・由井地区床上浸水47 り災者 計2, 269名
昭和41. 9. 24	台 風	人的被害 死者 1 負傷61 家屋被害 全壊流失49、半壊、半流失467 一部破損13, 313、床上浸水40 り災者 58, 795名

資料３－１ 八王子市の災害記録

年 代	災 害 区 分	被 害
昭和47. 7. 11 7. 12 7. 14 7. 15	集 中 豪 雨 及 び 台 風	人的被害 死者 1 家屋被害 全壊 2、半壊 8、床上浸水35、床下浸水123 がけ崩 18
昭和47. 9. 15 9. 16 9. 17	台 風	人的被害 なし 家屋被害 半壊、一部損壊 2、床上浸水19、床下浸水464 がけ崩 9
昭和49. 9. 1	台 風	浅川の堤防決壊寸前 家屋被害 半壊 4、床上浸水 4、床下浸水343 がけ崩 25
昭和52. 7. 7	集 中 豪 雨	人的被害 死者 1、負傷 1 家屋被害 半壊、一部損壊 2、 床上浸水 2、床下浸水691 がけ崩 4
昭和54. 10. 19	台 風	堤防はん濫15箇所、瞬間最大風速43.5m/s 家屋被害 半壊、 一部損壊37、床上浸水 1、床下浸水40 がけ崩 18
昭和57. 9. 12	台 風	浅川堤防決壊寸前 人的被害 負傷 3 家屋被害 全壊 1、 床上浸水18、床下浸水165 がけ崩 27
昭和60. 6. 30 ～ 7. 1	台 風	家屋被害 半壊 1、床下浸水 4 河川洗掘 2 がけ崩れ 3
昭和61. 3. 23	大 雪	断水16,500世帯、停電18,900世帯
昭和61. 8. 4	台 風	南浅川町山林一部山崩れ（案内川せき止）
平成 3. 9. 19	台 風	人的被害 負傷 1 家屋被害 床上浸水 1、床下浸水18 土砂崩れ 15 ※ 6 世帯18人自主避難
平成 6. 9. 17	集 中 豪 雨	家屋被害 床上浸水 1、床下浸水15
平成 6. 9. 29 ～ 9. 30	台 風	強風による 家屋被害 一部損壊 3 倒木 28本
平成10. 7. 30	大 雨	家屋被害 床上浸水 4、床下浸水13 土砂崩れ 3
平成10. 8. 28	大 雨	家屋被害 床上浸水 4、床下浸水22 土砂崩れ 1 水路損壊 2
平成10. 8. 29 ～ 8. 30	大 雨	家屋被害 床下浸水 1 道路損壊 2 河川水衝洗掘 2 水路損壊 3 水道配管損壊 1
平成10. 9. 30	大 雨	北浅川松枝橋下流右岸洗掘により用地流失
平成11. 8. 14	大 雨	家屋被害 半壊 2、一部損壊 1、床上浸水10、床下浸水62 がけ崩れ 42（うち大規模 3） 道路被害 64 河川被害 69 断水 11 ガス不通 7 停電 3,000 ※避難所開設 4 箇所 31世帯自主避難
平成13. 9. 10 ～ 9. 11	台 風	由木地区竜巻発生により 家屋被害 非住家倒壊 2、住家一部損壊44 停電 5 ほか樹木、看板などに被害
平成14. 9. 9	集 中 豪 雨	家屋被害 床上浸水 7、床下浸水16 がけ崩れ 1
平成14. 10. 1	台 風	家屋被害 床下浸水 7 がけ崩れ 3 道路陥没 2
平成15. 8. 15	大 雨	山田川木根橋下流右岸 ブロック積護岸洗堀損壊
平成16. 10. 9	台 風	家屋被害 床下浸水 1 土砂崩れ 4 土砂流出 2 倒木 6 道路陥没 2 道路冠水13 マンション地下駐車場浸水 1 ※ 高月町で 6 世帯19人自主避難
平成20. 8. 28 ～ 8. 29 (平成20年8月末豪雨)	集 中 豪 雨	家屋被害 全壊1、一部損壊4、床上浸水36、床下浸水151、土 砂崩れ30、停電1822、ガス不通1、上・下水道被害41、 鉄道（JR）運休293、設備被害91、（京王）脱線1、道路・河川 被害668 ※ 3地区166世帯に避難勧告

資料３－１ 八王子市の災害記録

年 代	災 害 区 分	被 害
平成23. 9. 21	台 風	家屋被害 全壊1 一部損壊27 その他4 倒木・枝折れ415 停電4,010 強風（最大瞬間風速43.1m/秒）
平成26. 2. 8	大 雪	家屋被害 一部損壊1 積雪参考数値28cm（本庁舎北東観測露場にて） 鉄道（JR）一部運休（京王）一部運休 路線バス 一部区間運休 道路（高速）一部区間通行止（都道）一部区間通行止
平成26. 2. 14	大 雪	家屋被害 一部損壊37 非住家7（アーケード5か所含む） カーポート86 その他（車、フェンス、物置など）24 帰宅困難者4（2/17子安市民センター開設、2/18廃止） H26. 3. 11現在 積雪参考数値50.5cm（本庁舎北東観測露場にて） 重点箇所を優先し除雪作業 鉄道（JR）一部運休 路線バス 一部区間運休 道路（高速）一部区間通行止（国・都道）一部区間通行止 学校 一部休校 一部始業繰下げ 市施設 一部休館 屋外スポーツ施設 利用制限 ごみ収集 回収困難
平成26. 6. 6	大 雨	家屋被害 床下浸水4 河川洗掘2 がけ崩れ3 ※6世帯に避難勧告
平成27. 9. 9	台 風	床上浸水4 床下浸水4 一部損壊1 土砂流出等14 河川洗掘等6 ※4,546世帯に避難準備情報
平成29. 10. 22 ～10. 23	台 風	土砂崩れ等（軽微なもの含む）75件、道路一時通行止11件 道路陥没9件、その他被害（道路冠水等）64件、停電最大約 2400軒、下水道被害43件 土砂災害警戒区域内に居住する13,915世帯30,419人に「避難 準備・高齢者等避難開始」を発令
令和1. 10. 11 ～10. 13	台 風	建物被害 全壊10 大規模半壊3 半壊12 一部損壊（準半壊）48棟 一部損壊（10%未満）163棟 床上浸水25件 床下浸水70件 土砂災害187件 道路一時通行止め17件 その他被害（道路冠水等）165件 断水1件 下水道被害 戸吹町・平町・小宮町・打越町・下恩方町・丹 木町 土砂災害警戒区域内に居住する23,691世帯52,642人及び浸水 想定（予想）区域内に居住する57,848世帯136,048人に「避難 指示（緊急）（警戒レベル4）」を発令

資料 3－1 八王子市の災害記録

年 代	災 害 区 分	被 害
令和 6. 8. 29 ～ 9. 2	大 雨	がけ崩れ11、河川氾濫 4、床下浸水11、床上浸水 2、冠水 33、 倒木11、雨漏り18、その他49（土砂の流出等） 市内全域の土砂災害警戒区域、および0.5m以上の浸水想定区 域内に居住する48,863世帯、92,172人に「【警戒レベル 4】 避難指示」を発令

出典 「八王子市地域防災計画【別冊】令和 7 年修正」

資料 3－1 八王子市の災害記録

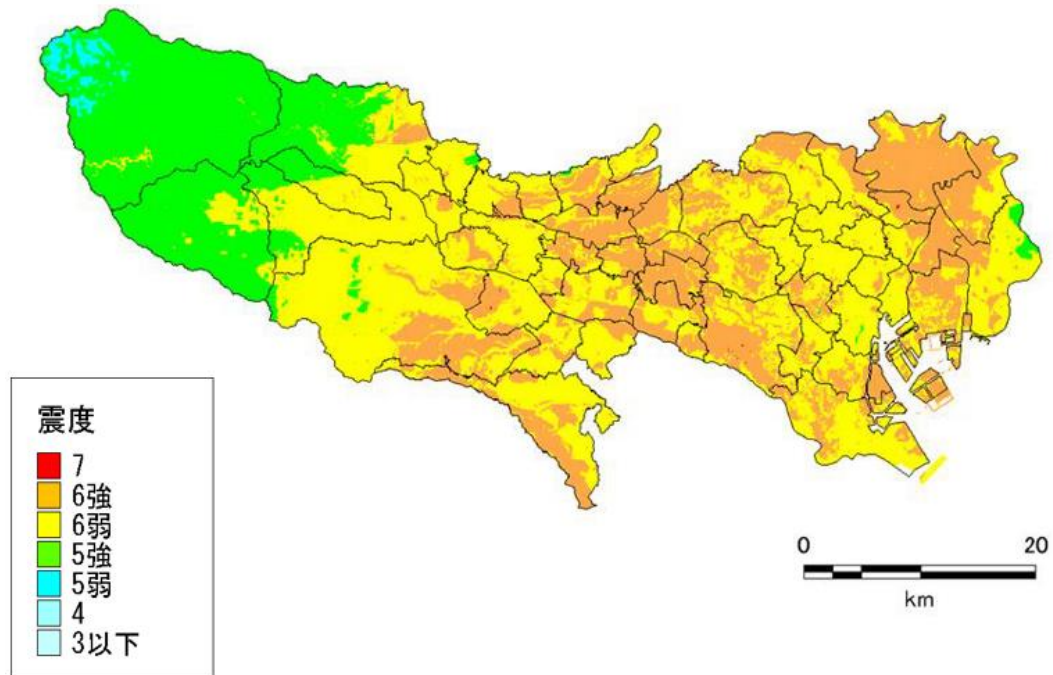
2 地震

年 代	災 害 区 分	被 害						
慶長 9. 7. 12	地 震							
慶長11. 6. 1	地 震							
慶長12. 1. 6	地 震 大 雪	積雪 5 尺						
文化13. 8. 27	地 震							
安政 2. 10. 2	大 地 震	4 ツ時大地震						
大正12. 9. 1	関東大地震	家屋被害（八王子市）						
		構造別 被害別	家屋	土蔵	棟瓦造	石造	その他	計
		全 壊	9	19	5	0	18	51
		半 壊	39	72	9	0	14	134
		破 損	169	625	9	4	51	858
		計	217	716	23	4	83	1,043
		人的被害 八王子市死者 4、重傷 4、軽傷 6 恩方村下恩方滝の沢にて山崩のため 1 家埋没、6 名圧死 (以上真上隆俊氏調査)						
昭和51. 6. 16	地 震	早朝から 3 回にわたる地震、震源山梨県 (1 回目 5 : 34、2 回目 7 : 36、3 回目 9 : 05) 最高震度 4 [中央線大月保線区震度計は 5 を記録] 本市でも 4 を記録し、市西南部を中心に棟瓦、壁、ブロック塀の破損等被害。 被害件数：館町 86、大船町 14、寺田町 7、散田町 1、片倉町 9、長房町 2、大和田町 1、山田町 1、小比企町 1、子安町 1						
平成23. 3. 11	東北地方 太平洋沖 地 震	震度 5 弱 (14 : 48 本市震度計にて記録) 家屋被害 一部損壊56 その他 3 火災 (ボヤ) 1 鉄道 (JR) 運休 (京王) 運休 帰宅困難者最大収容2,215 (避難所13開設、3/12廃止) 停電総合相談センター設置 (以降、名称変更) 節電取組 計画停電実施 (3/14～4/4) ※一部中止、3/26以降全て中止						

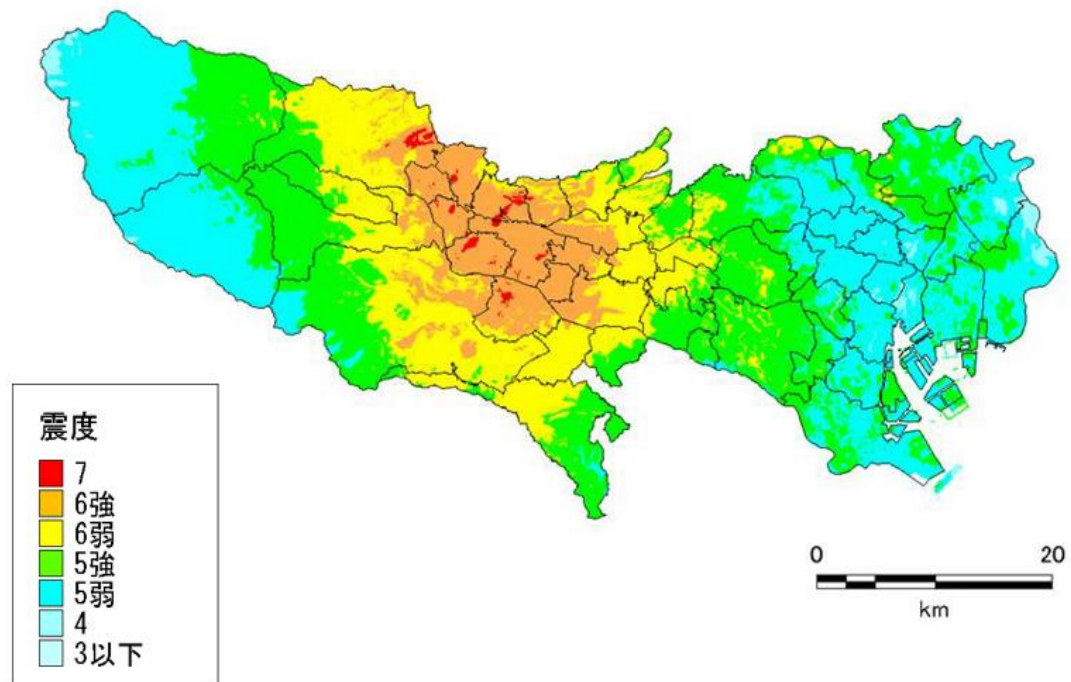
出典 「八王子市地域防災計画【別冊】令和 7 年修正」

資料 3 - 2 震度分布図

1 多摩東部直下地震(M7.3)



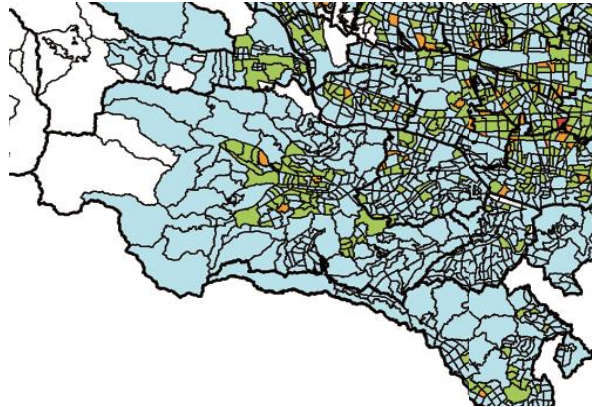
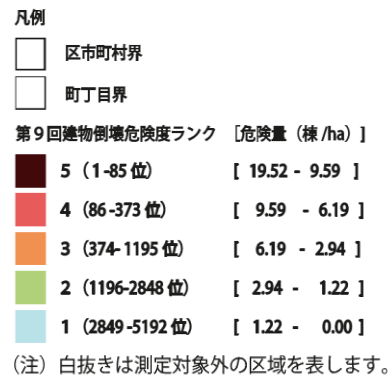
2 立川断層帯地震(M7.4)



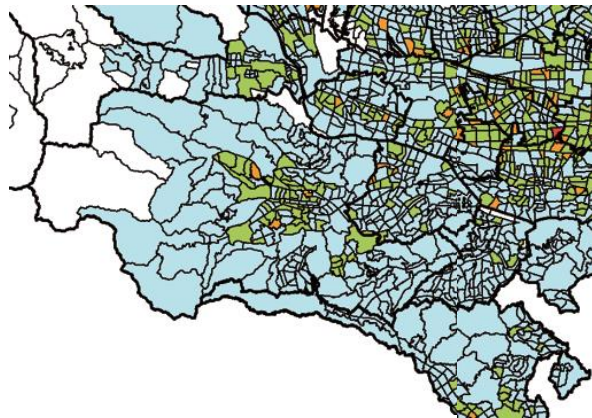
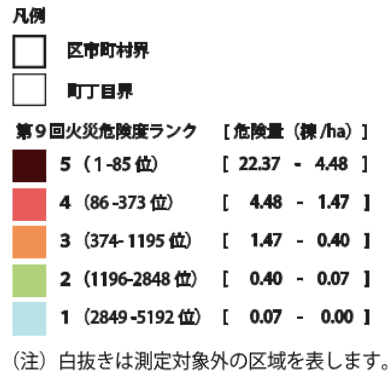
出典 東京都「首都直下地震等による東京の被害想定 報告書（令和4年5月25日）」

資料 3 - 3 地域危険度ランク図

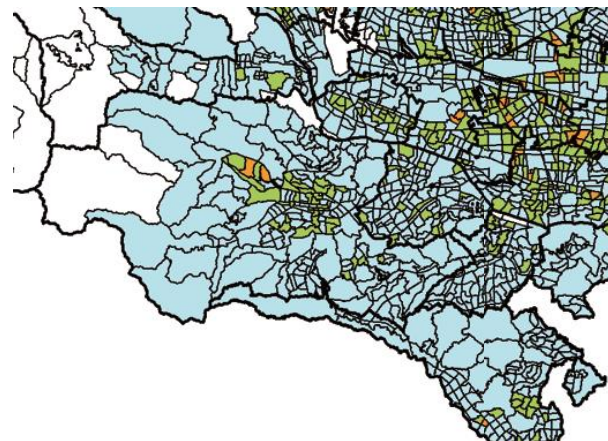
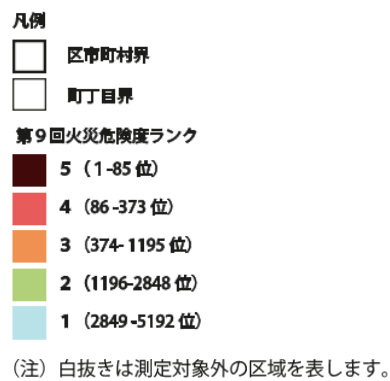
1 建物倒壊危険度ランク図



2 火災危険度ランク図



3 総合危険度ランク図



指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

(令和7年3月現在)

	名 称	所 在 地	電 話	F A X	屋外 (校庭等)	屋内				指定緊急避難場所				指定 避難所 (屋内)
					面積㎡	通常時		最大時 ^(※1)	最大収容 人数 ^(※2)	地震 (屋外)	風水害（屋内）	内訳		
						使用場所	面積㎡	面積㎡				洪水 内水	土 砂	
1	第一小学校	元横山町2－14－3	642－0851	646－4927	2, 272	体育館	738	2, 563	1, 242人	一時	○	○	○	○
2	第二小学校	八木町7－1	623－6318	627－9428	5, 404	体育館	713	2, 908	1, 409人	一時	○	△	○	○
3	第三小学校	寺町29－15	623－4211	627－9432	3, 845	体育館	1, 053	4, 192	2, 032人	一時	○	○	○	○
4	第四小学校	明神町2－15－1	642－0934	646－6460	7, 439	体育館	741	2, 671	1, 295人	一時	○	△	○	○
5	第五小学校	千人町3－7－7	661－4327	667－5435	4, 479	体育館	750	2, 978	1, 443人	一時	—	—	○	○
6	いずみの森義務教育学校	子安町2－18－1	642－4206	646－0485	13, 280	体育館	2, 277	5, 609	2, 719人	一時	○	△	○	○
7	第七小学校	台町4－2－1	622－0936	627－9553	4, 126	体育館	1, 202	4, 742	2, 299人	一時	○	○	○	○
8	第八小学校	石川町2065	642－0937	646－8654	3, 857	体育館	639	2, 227	1, 079人	一時	○	○	○	○
9	第九小学校	中野上町2－14－1	623－4221	627－9408	3, 310	体育館	745	2, 871	1, 392人	一時	○	△	○	○
10	第十小学校	大和田町7－5－1	642－1618	646－7426	10, 448	体育館	745	3, 150	1, 527人	一時	○	△	○	○
11	中野北小学校	中野山王3－1－1	622－5187	627－9406	7, 760	体育館	741	1, 952	946人	一時	○	△	○	○
12	清水小学校	中野山王3－25－1	625－0795	627－9531	8, 387	体育館	699	2, 867	1, 390人	一時	○	○	○	○
13	大和田小学校	大和田町4－19－1	644－5777	646－7165	9, 202	体育館	699	2, 522	1, 222人	一時	○	○	○	○
14	小宮小学校	小宮町1128－3	646－4208	646－6647	5, 372	体育館	761	2, 851	1, 382人	一時	—	○	—	○
15	高倉小学校	高倉町67－2	646－8182	646－3040	9, 660	体育館	700	2, 770	1, 343人	一時	○	○	○	○
16	宇津木台小学校	久保山町2－18	691－2146	691－9094	9, 278	体育館	700	2, 935	1, 423人	一時	—	○	—	○
17	横山第一小学校	館町74	661－8003	667－5409	6, 888	体育館	742	2, 831	1, 372人	一時	○	○	○	○
18	横山第二小学校	並木町26－1	661－1747	667－5437	6, 211	体育館	743	2, 864	1, 388人	一時	○	△	○	○
19	散田小学校	散田町5－23－1	661－4228	667－5404	10, 210	体育館	741	3, 002	1, 455人	一時	○	△	○	○
20	長房小学校	長房町340－4	661－2081	667－5431	7, 293	体育館	726	2, 815	1, 364人	一時	○	△	○	○

資料 3－4 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

	名 称	所 在 地	電 話	F A X	屋外 (校庭等)	屋内				指定緊急避難場所				指定 避難所 (屋内)
					面積㎡	通常時		最大時 ^(※1)	最大収容 人数 ^(※2)	地震 (屋外)	風水害（屋内）			
						使用場所	面積㎡	面積㎡			内訳			
												洪水 内水	土 砂	
21	船田小学校	長房町1041－2	664－1482	667－5427	8, 236	体育館	699	2, 871	1, 392人	一時	○	△	○	○
22	館小中学校 本校舎	館町1097-15	664－8200	667－5434	10, 855	体育館	699	2, 106	1, 021人	一時	○	△	○	○
23	山田小学校	山田町1553	664－3984	667－5432	13, 047	体育館	699	2, 625	1, 272人	一時	—	—	○	○
24	櫛田小学校	櫛田町571－2	665－3475	667－5412	10, 196	体育館	699	2, 795	1, 355人	一時	○	△	○	○
25	緑が丘小学校	寺田町405－5	665－5501	667－5414	7, 476	体育館	699	2, 598	1, 259人	一時	○	○	○	○
26	元八王子小学校	式分方町761	623－0214	627－9543	9, 213	体育館	743	2, 843	1, 378人	一時	○	△	○	○
27	元八王子東小学校	叶谷町1521	622－9271	627－9422	10, 953	体育館	744	2, 750	1, 333人	一時	○	○	○	○
28	上壱分方小学校	上壱分方町799－2	651－1961	651－8556	8, 010	体育館	699	3, 183	1, 543人	一時	○	△	○	○
29	城山小学校	元八王子町2－1767	664－3967	667－5402	11, 700	体育館	699	2, 779	1, 347人	一時	○	○	○	○
30	式分方小学校	式分方町520－1	626－5811	627－9559	7, 198	体育館	699	2, 580	1, 250人	一時	○	△	○	○
31	横川小学校	横川町305	622－8231	627－9567	9, 103	体育館	699	2, 930	1, 420人	一時	○	△	○	○
32	恩方第一小学校	下恩方町1369	651－3219	651－8525	6, 532	体育館	699	2, 270	1, 100人	一時	—	△	—	○
33	恩方第二小学校	上恩方町2193	651－3700	651－9653	6, 954	体育館	676	1, 552	752人	一時	○	△	△	○
34	元木小学校	下恩方町515－1	651－0596	651－8581	10, 200	体育館	699	2, 363	1, 145人	一時	○	○	○	○
35	川口小学校	川口町3675	654－4337	654－3647	5, 882	体育館	727	2, 433	1, 179人	一時	○	○	○	○
36	陶鎔小学校	犬目町56	623－3220	627－9418	7, 674	体育館	741	2, 311	1, 120人	一時	—	—	○	○
37	上川口小学校	上川町1099	654－4403	654－4056	3, 904	体育館	699	1, 738	842人	一時	—	△	—	○
38	美山小学校	美山町1892	651－3054	651－9431	7, 364	体育館	699	1, 615	783人	一時	○	△	○	○
39	檜原小学校	檜原町1287－2	626－1204	627－9426	9, 000	体育館	699	2, 441	1, 183人	一時	—	—	○	○
40	松枝小学校	檜原町601－13	624－3205	627－9438	10, 688	体育館	699	2, 392	1, 159人	一時	○	○	○	○
41	加住小中学校 本校舎	加住町1－191	691－1137	691－9831	8, 709	体育館	725	2, 172	1, 053人	一時	○	○	○	○

資料 3－4 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

	名 称	所 在 地	電 話	F A X	屋外 (校庭等)	屋内				指定緊急避難場所				指定 避難所 (屋内)
					面積㎡	通常時		最大時 ^(※1)	最大収容 人数 (※2)	地震 (屋外)	風水害（屋内）	内訳		
						使用場所	面積㎡	面積㎡				洪水 内水	土 砂	
42	由井第一小学校	打越町348－1	642－4201	646－0347	8,413	体育館	1,024	3,329	1,614人	一時	○	○	○	○
43	由井第二小学校	片倉町2180	636－2775	637－3550	6,179	体育館	716	2,144	1,039人	一時	—	—	○	○
44	由井第三小学校	小比企町1201	635－6238	637－3536	9,199	体育館	741	2,410	1,168人	一時	○	△	○	○
45	長沼小学校	長沼町707－3	635－9580	637－3506	10,306	体育館	699	2,675	1,296人	一時	—	—	○	○
46	片倉台小学校	片倉町1318	636－3054	637－3517	8,855	体育館	700	2,689	1,303人	一時	○	△	○	○
47	高嶺小学校	北野台4－21－1	635－6366	637－3508	9,856	体育館	699	2,814	1,364人	一時	○	○	○	○
48	みなみ野小学校 (みなみ野小中学校)	みなみ野6－14－1	637－1151	637－1153	7,806	体育館	996	3,976	1,927人	一時	○	△	○	○
49	みなみ野君田小学校	みなみ野4-3-1	637－6611	637－6613	6,317	体育館	1,139	4,368	2,117人	一時	—	—	○	○
50	七国小学校	七国5－27－1	635－2100	635－2158	6,265	体育館	1,029	4,252	2,061人	一時	○	○	○	○
51	浅川小学校	初沢町1335	661－0019	667－5406	7,023	体育館	699	3,138	1,521人	一時	○	△	○	○
52	東浅川小学校	東浅川町550－22	665－1583	667－5410	9,451	体育館	699	2,775	1,345人	一時	○	○	○	○
53	由木中央小学校	下柚木25	676－8408	677－0203	8,801	体育館	1,222	3,621	1,755人	一時	○	△	○	○
54	由木東小学校	東中野1347	676－7723	677－0168	9,722	体育館	699	3,347	1,622人	一時	—	—	○	○
55	由木西小学校	上柚木538－1	676－8028	677－0210	12,000	体育館	699	1,869	906人	一時	○	○	○	○
56	鹿島小学校	鹿島13	676－5147	677－0147	9,532	体育館	699	2,240	1,086人	一時	○	○	○	○
57	松が谷小学校	松が谷12	676－3341	677－0159	11,832	体育館	699	2,457	1,191人	一時	○	○	○	○
58	中山小学校	中山1155	635－0551	637－3491	8,269	体育館	697	1,917	929人	一時	○	△	○	○
59	柏木小学校	南大沢3－3	676－8111	677－0186	8,766	体育館	700	2,729	1,323人	一時	○	○	○	○
60	南大沢小学校	南大沢4－18	676－5611	677－0196	11,712	体育館	700	2,932	1,421人	一時	—	△	—	○
61	宮上小学校	南大沢5－10	676－3911	677－0164	10,124	体育館	798	3,234	1,568人	一時	○	○	○	○
62	秋葉台小学校	別所2－5	676－6133	677－3712	10,280	体育館	791	2,886	1,399人	一時	○	○	○	○

資料3－4 指定緊急避難場所及び指定避難所一

	名 称	所 在 地	電 話	F A X	屋外 (校庭等)	屋内				指定緊急避難場所				指定 避難所 (屋内)
						通常時		最大時 ^(※1)	最大収容 人数 ^(※2)	地震 (屋外)	風水害（屋内）	内訳		
					使用場所	面積㎡	面積㎡	洪水 内水				土 砂		
63	別所小学校	別所2－44	677－1888	677－6605	11, 645	体育館	819	3, 333	1, 616人	一時	○	○	○	○
64	愛宕小学校	上柚木3－20	678－2566	678－1491	7, 839	体育館	818	2, 506	1, 215人	一時	○	○	○	○
65	松木小学校	松木57－3	678－2577	678－1482	8, 043	体育館	910	2, 824	1, 369人	一時	○	△	○	○
66	下柚木小学校	下柚木3－9	677－2658	677－9984	8, 630	体育館	825	2, 399	1, 163人	一時	○	○	○	○
67	上柚木小学校	上柚木3－15	677－2646	677－5691	12, 000	体育館	820	3, 130	1, 517人	一時	○	○	○	○
68	長池小学校	別所1-55	677－5120	677－5122	12, 400	体育館	873	3, 219	1, 560人	一時	○	○	○	○
69	鎌水小学校	鎌水2－74	675－7760	675－7717	11, 156	体育館	908	3, 400	1, 648人	一時	○	○	○	○
70	第一中学校	石川町2957－1	642－1894	646－6215	6, 825	体育館	853	3, 708	1, 797人	一時	○	○	○	○
71	第二中学校	中野上町4－28－1	624－2135	627－9536	8, 689	体育館	1, 138	3, 305	1, 602人	一時	—	—	○	○
72	第五中学校	明神町4－19－1	642－1633	646－6473	5, 797	体育館	1, 075	3, 214	1, 558人	一時	—	—	○	○
73	第六中学校	上野町97	622－9131	627－9541	6, 847	体育館	1, 132	3, 487	1, 690人	一時	—	○	—	○
74	第七中学校	散田町2－2－1	661－1545	667－5405	14, 178	体育館	1, 138	3, 837	1, 860人	一時	○	△	○	○
						武道場	310					○	○	
75	ひよどり山中学校	暁町3－1－1	625－6504	627－9421	9, 507	体育館	746	2, 777	1, 346人	一時	○	○	○	○
						武道場	307					○	○	
76	甲ノ原中学校	中野町2639－2	623－4281	627－9431	11, 030	体育館	747	2, 658	1, 288人	一時	—	△	—	○
77	石川中学校	久保山町2－55	691－6881	691－9143	8, 000	体育館	731	3, 513	1, 703人	一時	○	○	○	○
						武道場	367					○	○	

	名 称	所 在 地	電 話	F A X	屋外 (校庭等)	屋内				指定緊急避難場所				指定 避難所 (屋内)
					面積㎡	通常時		最大時 ^(※1)	最大収容 人数 (※2)	地震 (屋外)	風水害（屋内）	内訳		
						使用場所	面積㎡	面積㎡				洪水 内水	土 砂	
78	横山中学校	散田町5－22－36	661－0257	667－5403	9,675	体育館	1,049	3,666	1,777人	一時	○	○	○	○
						武道場	277					○	○	
79	長房中学校	長房町1041－1	664－1480	667－5421	12,628	体育館	736	3,051	1,479人	一時	—	△	—	○
80	館小中学校 分校舎	館町2786	664－9911	667－5416	11,353	体育館	744	2,991	1,450人	一時	○	△	○	○
81	櫨田中学校	櫨田町172	665－3473	667－5417	11,331	体育館	729	3,674	1,781人	一時	○	△	○	○
82	元八王子中学校	大楽寺町415	624－3201	627－9544	4,767	体育館	1,135	3,449	1,672人	一時	○	△	○	○
83	四谷中学校	四谷町555	626－0961	627－9561	8,741	体育館	749	3,504	1,698人	一時	—	—	○	○
						武道場	307					△	○	
84	横川中学校	横川町364	624－3261	627－9425	11,658	体育館	749	2,393	1,160人	一時	○	△	○	○
85	城山中学校	川町792－2	665－7256	667－5428	9,116	体育館	729	2,903	1,407人	一時	○	△	○	○
86	恩方中学校	上恩方町11	651－3652	651－4364	6,275	体育館	840	3,080	1,493人	一時	—	△	—	○
87	川口中学校	川口町2555	654－4328	654－3643	7,940	体育館	828	3,240	1,570人	一時	○	△	○	○
						武道場	307					△	○	
88	檜原中学校	檜原町1235	626－1205	627－9550	9,942	体育館	800	2,735	1,326人	一時	—	—	○	○
89	加住小中学校 分校舎	宮下町108－7	691－2105	—	11,007	体育館	746	2,504	1,214人	一時	—	△	—	○
90	由井中学校	片倉町553	642－2148	646－0405	6,099	体育館	838	3,268	1,584人	一時	○	△	○	○
91	打越中学校	打越町349－1	645－3046	646－0801	11,432	体育館	729	3,610	1,750人	一時	○	△	○	○
92	みなみ野中学校 (みなみ野小中学校)	みなみ野6－14－2	636－0061	636－0063	11,956	体育館	1,058	4,117	1,996人	一時	○	○	○	○
						武道場	449					○	○	
93	七国中学校	七国6－41－1	637－0773	637－0771	10,711	体育館	1,109	4,231	2,051人	一時	○	○	○	○
						武道場	269					○	○	

	名 称	所 在 地	電 話	F A X	屋外 (校庭等)	屋内				指定緊急避難場所				指定 避難所 (屋内)
					面積㎡	通常時		最大時 ^(※1)	最大収容 人数 ^(※2)	地震 (屋外)	風水害（屋内）	内訳		
						使用場所	面積㎡	面積㎡				洪水 内水	土 砂	
94	浅川中学校	初沢町1370	661－0148	667－5408	9,450	体育館	744	2,789	1,352人	一時	○	△	○	○
95	陵南中学校	東浅川町553－9	665－4711	667－5407	11,067	体育館	1,172	3,492	1,693人	一時	○	△	○	○
96	由木中学校	下柚木2－34－2	676－8120	677－0208	8,901	体育館	729	3,307	1,603人	一時	○	△	○	○
97	松が谷中学校	松が谷23	676－3345	677－0163	13,200	体育館	749	2,948	1,429人	一時	○	○	○	○
98	中山中学校	中山1158－1	635－0521	637－3541	12,759	体育館	745	2,950	1,430人	一時	—	△	—	○
99	南大沢中学校	南大沢3－7	676－5211	677－0198	9,514	体育館	749	3,286	1,593人	一時	○	△	○	○
100	宮上中学校	南大沢5－5	676－5571	677－0205	12,591	体育館	974	3,783	1,834人	一時	○	△	○	○
101	別所中学校	別所2－28	676－6635	677－3708	15,770	体育館	974	3,101	1,503人	一時	—	—	○	○
102	上柚木中学校	上柚木3－17	678－2580	678－1492	14,173	体育館	994	3,387	1,642人	一時	○	△	○	○
103	松木中学校	別所1－34－1	678－2588	678－1490	17,181	体育館	980	3,943	1,911人	一時	○	△	○	○
						武道場	450					△	○	
104	鏈水中学校	鏈水2－67	675－7331	675－7337	7,960	体育館	929	3,693	1,790人	一時	○	○	○	○
						武道場	383					○	○	
105	高尾山学園 （小・中学部）	館町1097-30	666－9325	664－9600	9,947	体育館	699	2,436	1,181人	一時	○	△	○	○
106	大和田市民センター	大和田町5-9-1	645－8980	649-2900	—	体育室、会議室、 和室他	1,044	1,204	583人	—	○	△	○	○
107	長房市民センター	長房町506-2	664－4774	673-7555	—	体育室、会議室、 和室他	386	426	206人	—	—	—	○	○
108	浅川市民センター	高尾町1652-1	666－4700	673-3881	—	体育室、会議室、 和室他	320	531	257人	—	—	—	○	○
109	子安市民センター	子安町2-6-1	646－1220	649-4321	—	体育室、会議室、 和室他	859	1,000	484人	—	○	○	○	○
110	由木中央市民センター	下柚木2-10-6	676－8123	682-3108	—	体育室、会議室、 和室他	954	1,198	580人	—	○	○	○	○
111	由井市民センター	片倉町702-1	635－8028	638-8308	—	体育室、会議室、 和室他	656	791	383人	—	○	△	○	○
112	元八王子市民センター	上壱分方町747-1	651－3960	659-0331	—	体育室、会議室、 和室他	854	958	464人	—	○	○	○	○

資料 3－4 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

資料 3－4 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

	名 称	所 在 地	電 話	F A X	屋外 (校庭等)	屋内				指定緊急避難場所				指定 避難所 (屋内)
					面積㎡	通常時		最大時 ^(※1)	最大収容 人数 ^(※2)	地震 (屋外)	風水害（屋内）	内訳		
						使用場所	面積㎡	面積㎡				洪水 内水	土 砂	
113	由木東市民センター	鹿島111-1	675－5911	682-2553	—	体育室、会議室、 和室他	887	1,080	523人	—	○	○	○	○
114	中野市民センター	中野町2726-7	627－6221	686-2810	—	体育室、会議室、 和室他	841	975	472人	—	○	○	○	○
115	石川市民センター	石川町438	642－0220	649-5611	—	体育室、会議室、 和室他	891	1,142	553人	—	○	○	○	○
116	恩方市民センター	西寺方町260-4	652－3333	659-2776	—	体育室、会議室、 和室他	880	992	480人	—	○	△	○	○
117	台町市民センター	台町3-20-1	627－3808	686-3150	—	体育室、会議室、 和室他	945	1,059	513人	—	○	○	○	○
118	南大沢市民センター	南大沢2-27 南大沢総合センター3F	679－2209	679－2209	—	体育室、会議室、 和室他	914	942	456人	—	○	○	○	○
119	川口市民センター	川口町3838 川口やまゆり館内	654－0722	654-1410	—	体育室、会議室、 和室他	937	1,047	507人	—	○	○	○	○
120	加住市民センター	加住町1-338	691－5215	696-3203	—	体育室、会議室、 和室他	878	914	443人	—	○	△	○	○
121	横山南市民センター	梶田町137－3	666－0031	673-5651	—	体育室、会議室、 和室他	860	948	459人	—	○	△	○	○
122	稲荷山行政資料保管等施設 （旧稲荷山小学校）	寺田町1455－3	—	—	7,345	体育館	700	1,803	873人	一時	○	○	○	○
123	デジタルハリウッド大学	松が谷1	—	—	10,000	体育館	700	700	339人	一時	○	○	○	○
124	富士森体育館	台町2-3-7	625-2305	627-5935	—	主競技場、第二～四 競技場、レクリエー ションホール、会議 室3	2,535	2,990	1,449人	—	○	△	○	○
125	タやけ小やけふれあいの里	上恩方町2030	652-3072	652-4155	2,270	タやけホール	192	192	93人	一時	○	△	△	○
126	八王子桑志高等学校	千人町4－8－1	663－5970	663-5973	8,354	柔道場、剣道場	544	544	263人	一時	—	—	○	○
127	八王子拓真高等学校	台町3－25－1	622－7563	622-7564	15,155	格技室	585	585	283人	一時	○	○	○	○
128	南多摩中等教育学校	明神町4－20－1	642－2431	642-2195	7,357	体育館	1,344	1,344	651人	一時	○	△	○	○
129	富士森高等学校	長房町420-2	661－0444	662-9830	21,282	柔道場、剣道場、 トレーニングルーム	1,131	1,131	548人	一時	—	—	○	○
130	片倉高等学校	片倉町1643	635－3621	635-0682	9,620	体育館（3F及び1F）	1,740	1,740	843人	一時	○	△	○	○
131	八王子東高等学校	高倉町68－1	644－6996	642-2641	7,108	体育館（3F及び1F）	1,567	1,567	759人	一時	○	○	○	○
132	八王子北高等学校	檜原町601	626－3787	627-0174	14,077	剣道場、柔道場	520	520	252人	一時	○	△	○	○
133	翔陽高等学校	館町1097－136	663－3318	663-3362	21,927	体育館（アリーナ、 トレーニング室）	1,392	1,392	674人	一時	—	△	—	○

資料 3－4 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

	名 称	所 在 地	電 話	F A X	屋外 (校庭等)	屋内				指定緊急避難場所				指定 避難所 (屋内)
					面積㎡	通常時		最大時 ^(※1)	最大収容 人数 ^(※2)	地震 (屋外)	風水害（屋内）			
						使用場所	面積㎡	面積㎡			内訳			
												洪水 内水	土 砂	
134	松が谷高等学校	松が谷1772	676－1231	675-1237	14, 072	体育館（3F及び1F）	1, 720	1, 720	833人	一時	○	△	○	○
135	わくわくビレッジ	川町55	—	—	14, 501	—	—	—	—	一時	—	—	—	—
136	浅川河川敷	（長沼橋付近～市立上巻分 方小学校付近）	—	—	1, 129, 000	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
137	富士森公園	台町2－2	—	—	106, 914	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
138	陵南公園	長房町、東浅川町	—	—	59, 533	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
139	小宮公園	大谷町、暁町二丁目	—	—	251, 719	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
140	清水公園	犬目町143－2	—	—	29, 926	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
141	工学院大学	中野町2665-1	—	—	20, 000	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
142	東京都立大学	南大沢1－1	—	—	430, 000	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
143	中央大学	東中野742－1	—	—	488, 096	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
144	東京工科大学	片倉町1404－1	—	—	348, 972	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
145	東京薬科大学	堀之内1432－1	—	—	9, 076	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
146	創価大学	丹木町1－236	—	—	192, 000	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
147	拓殖大学	館町815－1	—	—	44, 000	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
148	明星大学	日野市程久保2－1－1	—	—	9, 200	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
149	共立女子学園	元八王子町1－710	—	—	21, 000	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
計					4, 244, 557㎡		117, 282㎡	344, 745㎡	167, 087人	132施設	105施設			134施設

- ※1 屋内の最大収容面積には、学校の校舎等も含めた面積であるが、原則、事務室・校長室・応接室、職員室・保健室・準備室・作業室・倉庫等は除く
- ※2 収容人数は、面積×2人÷3.3㎡×0.8(通路等の係数)により算出

【記号の見方】

1 指定緊急避難場所

- (1) 地震
- 「 一時 」…指定緊急避難場所(一時避難場所)
- 「 広域 」…指定緊急避難場所(広域避難場所)
- 「 — 」…指定緊急避難場所ではない
- (2) 風水害
- 「 ○ 」…指定緊急避難場所
- 「 — 」…指定緊急避難場所ではない

ア 洪水・内水

- 「 ○ 」…体育館等が浸水想定(予想)区域に指定されていない
- 「 △ 」…体育館等が浅い浸水想定(予想)区域(0.1m～0.5m※)に指定されている。 ※一部例外あり
- 「 — 」…体育館等が深い浸水想定(予想)区域(0.5m以上)に指定されているため、指定緊急避難場所として適当ではない

イ 土砂

- 「 ○ 」…体育館等が土砂災害警戒区域に指定されていない
- 「 △ 」…体育館等の一部に土砂災害警戒区域に指定されている
- 「 — 」…体育館等が土砂災害警戒区域にあるため、指定緊急避難場所として適当ではない

2 指定避難所

- 「 ○ 」…指定避難所
- 「 — 」…指定避難所ではない

※指定避難所には、指定緊急避難場所のように災害ごとの種別はないが、地震と風水害の複合災害等が発生する可能性もあるため、避難所を開設する際には指定緊急避難場所の災害種別にも十分に留意すること

出典 「八王子市地域防災計画【別冊】令和7年修正」

資料３－５ 大規模風水害時に開設予定の避難所

(1) プラン1のときに開設する避難所(予定)

番号	施設名	所在地	地区	管内
1	第一小学校	元横山町2-14-3	中央	本庁
2	第二小学校	八木町7-1	中央	本庁
3	第四小学校	明神町2-15-1	中央	本庁
4	中野北小学校	中野山王3-1-1	中央	本庁
5	大和田小学校	大和田町4-19-1	中央	本庁
6	富士森体育館	台町2-3-7	中央	本庁
7	横川小学校	横川町305	西部	元八
8	元木小学校	下恩方町515-1	西部	恩方
9	川口小学校	川口町3675	西部	川口
10	美山小学校	美山町1892	西部	川口
11	元八王子中学校	大楽寺町415	西部	元八
12	恩方市民センター	西寺方町260-4	西部	恩方
13	川口市民センター	川口町3838	西部	川口
14	タやけ小やけふれあいの里	上恩方町2030	西部	恩方
15	長房小学校	長房町340-4	西南部	横山
16	浅川小学校	初沢町1335	西南部	浅川
17	横山中学校	散田町5-22-36	西南部	横山
18	横山南市民センター	櫛田町137-3	西南部	館
19	鑑水小学校	鑑水2-74	東部	南大沢
20	松木中学校	別所1-34-1	東部	南大沢
21	由木東市民センター	鹿島111-1	東部	由木東
22	由井第一小学校	打越町348-1	東南部	北野
23	みなみ野中学校	みなみ野6-14-2	東南部	由井
24	由井市民センター	片倉町702-1	東南部	由井
25	石川中学校	久保山町2-55	北部	石川
26	加住市民センター	加住町1-338	北部	加住

(2) プラン2のときに開設する避難所は、プラン1の26ヶ所に加え17ヶ所 計43ヶ所(予定)

番号	施設名	所在地	地区	管内
1	第九小学校	中野上町2-14-1	中央	本庁
2	清水小学校	中野山王3-25-1	中央	本庁
3	ひよどり山中学校	暁町3-1-1	中央	本庁
4	いずみの森義務教育学校	子安町2-18-1	中央	本庁
5	大和田市民センター	大和田町5-9-1	中央	本庁
6	中野市民センター	中野町2726-7	中央	本庁
7	城山中学校	川町792-2	西部	元八
8	元八王子市民センター	上壺分方町747-1	西部	元八
9	東浅川小学校	東浅川町550-22	西南部	浅川
10	緑が丘小学校	寺田町405-5	西南部	館
11	高尾山学園	館町1097-30	西南部	館
12	中山小学校	中山1155	東部	由木
13	宮上中学校	南大沢5-5	東部	南大沢
14	由木中央市民センター	下柚木2-10-6	東部	由木
15	由井第三小学校	小比企町1201	東南部	由井
16	打越中学校	打越町349-1	東南部	北野
17	第一中学校	石川町2957-1	北部	石川

※施設の状況（改修工事等）により、上記表に記載した施設でも避難場所として開設できない場合があります。正式な開設避難場所は、避難指示等発令時に防災情報メール、市ホームページ、NHKのデータ放送等でお知らせしますので、災害ごとに必ずご確認ください。

※風水害時における避難場所の開設方針については、本紙P.18「風水害時の避難場所について」をご確認ください。

資料３－６ 災害時給水ステーション（給水拠点）一覧

番号	施設名	所在地	確保水量 (m ³)
1	鑓水給水所	鑓水４０１	1,660
2	西寺方給水所	西寺方町１００６－１６７	1,660
3	狭間給水所	狭間町１９９４－４７８	5,000
4	犬目第二給水所	犬目町７１０	1,760
5	高月給水所	高月町２２４０	5,000
6	散田給水所	散田町２－６－１	6,660
7	東浅川給水所	東浅川町６７４	4,330
8	寺田配水所	寺田町１３５９－４	330
9	元八王子配水所	元八王子町３－２７５０－４８７	150
10	北野給水所	北野町５９５－３	5,280
11	南陽台配水所	南陽台３－５－１	330
12	檜原給水所	檜原町１２９４－３	13,330
13	暁町配水所	暁町３－３－１	830
14	久保山配水所	久保山町２－１５－１	730
15	大船給水所	七国３－５６－１	7,330
16	鑓水小山給水所	鑓水２－９２	23,330
17	南大沢給水所	南大沢４－１９４２	4,950
18	都立陵南公園（震災対策用応急給水槽）	長房町１５７２	1,500
19	梶田ポンプ所	梶田町５４５	440
計			84,600

※出典：「八王子市地域防災計画【別冊】令和７年修正」

資料３－７ 災害時における緊急医療救護所一覧

番号	施設名	住 所	機能区分		
			災害拠点 病院 ※1	災害拠点 連携 病院 ※2	災害医 療支援 病院 ※3
1	東京医科大学 八王子医療センター	八王子市館町 1163	○	—	—
2	東海大学医学部附属 八王子病院	八王子市石川町 1838	○	—	—
3	一般財団法人 仁和会総合病院	八王子市明神町 4-8-1	—	○	—
4	医療法人財団興和会 右田病院	八王子市暁町 1-48-18	—	○	—
5	医療法人社団徳成会 八王子山王病院	八王子市中野山王 2-15-16	—	○	—
6	医療法人社団永生会 南多摩病院	八王子市散田町 3-10-1	—	○	—
7	医療法人社団清智会 清智会記念病院	八王子市子安町 3-24-15	—	○	—
8	医療法人社団八九十会 高月整形外科病院	八王子市高月町 360	—	○	—
9	医療法人社団親和会 野猿峠脳神経外科病院	八王子市下柚木 1974-1	—	○	—
10	医療法人社団KN I 北原国際病院	八王子市大和田町 1-7-23	—	○	—
11	医療法人社団永生会 永生病院	八王子市櫛田町 583-15	—	○	—
12	医療法人社団健心会 みなみ野循環器病院	八王子市兵衛 1-25-1	—	—	○
13	医療法人社団玉栄会 東京天使病院	八王子市上壺分方町 50-1	—	—	○
14	医療法人永寿会 陵北病院	八王子市西寺方町 315	—	—	○
15	一般財団法人救急振興財団 救急救命東京研修所 ※4	八王子市南大沢 4-5	—	—	—

※出典：「八王子市地域防災計画【別冊】令和7年修正」

- ※1 災害拠点病院：主に重症者の収容・治療を行う病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院）
- ※2 災害拠点連携病院：主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院（救急告示を受けた病院等で都が指定する病院）
- ※3 災害医療支援病院：専門医療、慢性疾患への対応、市地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）
- ※4 一般財団法人救急振興財団救急救命東京研修所は、医療機関ではないため、いずれの機能区分にも該当しないが緊急医療救護所を開設できる場所として記載

防災倉庫備蓄品一覧表

倉庫名・所在地等											
品目数		品目	規格	数量	単位	受入年月日	使用・賞味期限 ・廃棄日等	点検1	点検2	点検3	備考
消耗品	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
備品	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
非常食	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										

令和 年 月 日作成

資料4 防火防災訓練・防災教育等実施計画書

別記様式 1

令和 年 月 日		
八王子市長 殿 八王子消防署長		
訓練届出者氏名 電 話 ()		
防火防災訓練・防災教育等実施計画書		
組 織 名 称	参加予定人員	名
実 施 日 時	令和 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 時間 分	
実 施 場 所 〔建物・施設名称〕	八王子市 町 丁目 番 号 〔 〕	
消 防 職 員 の 指 導	要 不要 (自主訓練)	
訓 練 希 望 種 目	消 防 署	☐ 発災対応型訓練 (震災発災時の対応訓練) ☐ 避難訓練 (各住戸から避難場所への避難訓練) ☐ 初期消火訓練 (消火器の取扱い訓練) ☐ 放水訓練 (スタンドパイプ・D級可搬ポンプ) ☐ 通報訓練 (119番通報要領の訓練) ☐ 煙体験訓練 (煙内での避難訓練) ☐ 応急救護訓練 (AED取扱い、包帯法訓練等) ☐ 救出救助訓練・防災資器材取扱い訓練 (ジャッキ、担架、チェーンソー等) ☐ 防災講演・座談会 ☐ 防災に関する映像視聴 ☐ その他希望する訓練 (具体的に記載して下さい。) []
	市 役 所	☐ スタンドパイプ貸出 (あり・なし) ☐ 起震車 (出火防止、身体防護訓練) ☐ 給食訓練 (アルファ化米、乾パン、ミネラルウォーター) ☐ その他の訓練 (具体的に記載して下さい。) []
準 備 資 器 材	☐ クンレンダ ☐ 通報訓練装置 ☐ 煙体験ハウス ☐ AED ☐ ほのお君 ☐ D級ポンプ ☐ スタンドパイプセット (消防署・市役所)	
受 付 欄	消防署訓練指導責任者等	受付者 (消防署・市役所)
	隊名・責任者氏名	氏名
	電話	電話

○ 太線枠内のみ記入してください。

○ □はチェックを入れてください。

○ 道路使用許可減免申請について説明してください。

※ 受付者 (市役所、消防署担当者) は相互の連絡を確実に実施してください。

問い合わせ先

八王子市役所 生活安全部 防災課

電 話 042 (620) 7207 F A X 042 (626) 1271

八王子消防署

電 話 042 (625) 0119 F A X 042 (625) 2856

別記様式 1（裏面）

実施する訓練について、記入とチェックをしてください。

起震車体験	到着時間	開始時間	終了時間	参加人数	
	時 分	時 分 から	時 分 まで	人	
				大人	人
				子ども	人
	確認事項				チェック
	1 開始から終了までの時間は、運用時間（午前 9:00～11:30、午後 13:00～16:30）内となります。				☐
	2 訓練場所に起震車が入れることを確認してください。起震車は、7 トントラック、縦 9 m×横 6 m×高さ 4 mであるほか、水平で強固な地面と 3 メートル以上の道路幅が必要です。				☐
	3 訓練場所によっては、使用許可申請が必要です。例：公園は市公園課、道路使用は警察署、等				☐
	4 雨天時は原則中止、また故障により運行を中止することがあります。中止する場合は当日までに、本様式表面の届出者の電話番号に連絡をします。				☐
	5 訓練会場到着後、起震車の訓練設営準備にご協力ください。				☐
(備考)					
1 予約は、1 年前の同月 1 日 8 時 30 分から受け付けます。例：2026 年 4 月の予約は、2025 年 4 月 1 日から。1 日が土日祝日の場合は翌開庁日からとなります。					
2 予約受付の終了は、訓練日の 1 か月前までです。					
3 原則、先着順で予約を受け付けます。ただし毎月の受付初日（開庁日）8 時 30 分から 8 時 40 分までの申し込みで、希望日時が重複した場合のみ抽選とします。申し込み団体は、電話か窓口のいずれかで、第 3 希望まで候補日を担当者にお伝えください。					

給食訓練	アルファ化米	乾パン	ミネラルウォーター
	箱	箱	箱
	1 箱 50 食分炊き出し用 ※非個包装	60 食個包装	1 箱 2 リットル 6 本入り 1 箱 (アルファ化米の炊込み用)
	確認事項		チェック
	1 本非常食は給食訓練の目的で提供するものです。備蓄用ではありません。		☐
	2 訓練日の 1 週間前からお渡しします。開庁日の 8 時 30 分から 17 時 00 分まで（12 時～13 時を除く）の間にご来庁ください。なお、この間での受け取りが困難な場合は、事前に防災課までご相談ください。		☐
	3 車両での受け取りの際は、市役所東側（守衛室側）の駐車場をご利用ください。		☐

スタンドパイプ訓練	貸出日	返却予定日	貸出数
	年 月 日	年 月 日	セット
	確認事項		チェック
	1 消火栓を使用する場合訓練日の 1 か月前までに本様式を市へ提出してください。		☐
	2 放水訓練後、ホースを乾燥させてから返却してください。		☐

自主防災組織ハンドブック（第6版）

令和7年（2025年）3月

八王子市生活安全部防災課

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

TEL 042-620-7207

FAX 042-626-1271